

令和 2 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

令和 2 年 9 月 10 日 開会
令和 2 年 9 月 18 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第47号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第48号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第49号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和2年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和2年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例について
- 議案第55号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第56号 30年災林道宝達新宮線2号箇所災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 報告第21号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 令和元年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第6号 令和元年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号 令和元年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 令和元年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について

令和2年9月10日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 山 本 昭 弘
財 政 課 長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住 民 課 長 定 免 文 江
税 務 課 長 村 井 康 志
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農 林 水 産 課 長	松 原 好 秀
地 域 整 備 課 長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外 志 美
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝 達 志 水 病 院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学 校 教 育 課 長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生 涯 学 習 課 長 兼 文 化 財 室 長	坂 井 賢

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第47号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
日程第 5	議案第48号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）
日程第 6	議案第49号 令和2年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第1号）
日程第 7	議案第50号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 1号）
日程第 8	議案第51号 令和2年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第52号 令和2年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1 号）
日程第10	議案第53号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第54号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙におけ

る選挙運動の公費負担に関する条例について

- 日程第12 議案第55号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 30年災林道宝達新宮線2号箇所災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 報告第21号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第15 認定第1号 令和元年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 令和元年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 令和元年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 令和元年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 令和元年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第7号 令和元年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第8号 令和元年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 町政一般についての質問
- 日程第25 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
- 日程第26 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。今年8月に開かれました第3回臨時会の議場において、飛沫防止のため、演壇、議長席、議会事務局長席にアクリルパーテーションを設置いたしました。

演壇では、マスクを外しての発言を認めることといたしましたが、新型コロナウイルス感染防止に万全を期するため、マスク等を着用することといたしました。御理解と御協力をお願いいたします。

次に、町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和2年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、9番 北本俊一君、10番 金田之治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、教育委員会から、令和元年度教育に関する事務の点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議員政治倫理条例に関する要望書をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和2年7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） これより、本日提出のありました議案第47号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）から認定第8号 令和元年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの議案10件、報告1件及び認定8件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和2年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べますとともに、本定例会に提案いたしました諸議案について、順次、その趣旨と概要を御説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてですが、全国的な外出自粛や休業要請などの感染予防対策が功を奏し、感染者数は5月から6月にかけて低水準で推移していました。しかし、人の移動や経済活動等の自粛要請が段階的に緩和されるに伴い再び増加し、7月下旬からは連日、全国で1,000人を大きく超える陽性者数がありました。現在、大きな波のピークを打った感はありますが、依然として多くの陽性者数の報告があり、県内でも多い日には20人を超える陽性者数の報告がある状況です。感染者数増加の大きな波は今後も生じること、そして、コロナウイルスへの対応は長期化することが予測されます。

その中で、町民の皆様には、感染予防のために、マスクの着用、そして、小まめな手洗いや換気、3密回避等の「新しい生活様式」の実践に引き続き御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策支援事業について申し上げます。

まず、個人向け支援事業の特別定額給付金につきましては、8月17日の申請期限までに4,960世帯の1万2,889人、率にして99.9%の方に12億8,890万円の給付を行いました。また、事業者向けの地域づくり緊急支援給付金につきましては、8月31日の申請期限までに256件の申請があり、3,531万円の給付を行いました。今補正でも、地域商品券発行事業補助金や第2弾となる地域づくり緊急支援給付金などを計上しており、引き続き町民生活や地域の経済活動に対する支援を行ってまいります。

次に、国の経済情報・予算動向について申し上げます。

内閣府の8月の月例経済報告によると、我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるものの、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動を活発化させていく中で、各種施策の効果や海外経済の改善により、持ち直しの動きが続くことが期待されています。しかしながら、感染症が国内外の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要があるとしております。

国においては、令和2年7月21日の閣議の中で、令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について、政令を改正し、要求期限を1カ月延ばして9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続をできる限り簡素なものとするという報告がありました。本町としては、これらの動向を注視し、来年度の予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、黒イチジクについて申し上げます。

本町の特産品であるイチジクの中でも、果皮の黒さと蜜のような芳醇な甘さが特徴の黒イチジクについて、そのブランド化を図るためにネーミングの全国募集を行いました。応募総数751点の中から、選考会において、覚えやすく、親しみやすく、連想しやすいなどの理由から「黒蜜姫」と命名されました。

これを契機に、町内外の多くの方に本町産イチジクに親しんでいただけるよう、そして、黒蜜姫をはじめ、イチジクのブランド力向上と県内最大のイチジク産地であることの認知度の向上につながるよう、生産者の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、移動スーパー「とくし丸」について申し上げます。

移動手段がない等の理由で、ふだんの買物に不便を感じている方のために、本町におい

て9月中旬からサービスが開始されます。これにより、買物支援とともに、外出機会やコミュニティの維持につながることを期待されます。併せて、本町において事業を実施するアルビス株式会社と地域の見守りに関する協定を締結することとしており、安心して住みよい地域づくりのために御協力いただけることを期待しております。

次に、最近の自然災害について申し上げます。

今夏は、梅雨期前線の活動が非常に活発で、全国各地で大雨による甚大の被害が相次いで発生しました。7月3日夜からの熊本県等における豪雨をはじめ、九州地方、岐阜県や長野県、中国地方、東北地方と、1カ月の間に全国各地で大きな被害を出す豪雨災害が相次ぎました。被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

コロナ禍の中での被災であり、避難やボランティアの方による支援にも大きな制約がありますが、早期の復旧・復興がなされるようお祈り申し上げます。

なお、町では復興支援の一助にと義援金の受付を行いました。お寄せいただきました義援金は、日本赤十字石川県支部宝達志水町分区を通して、被災地にお届けすることにしております。この場をお借りして、御寄附をいただきました方に厚く御礼申し上げます。

さて、本町においても、7月6日から11日にかけて総降水量が249.5ミリを記録する大雨がありました。同9日の午前9時55分には、本町の山間部に土砂災害警戒情報が発令され、消防署や消防団員、町職員等によるパトロールや土のう積み、自主避難所の開設などの対応を実施いたしました。町内においては、先の8月臨時会でも御報告いたしましたとおり、下石地内ののり面崩壊、林道の路肩決壊やのり面崩壊等の被害がありました。

また、9月5日から6日にかけて台風10号が九州地方に接近し、大きな被害が発生しております。この台風においても多くの方が避難され、感染症予防のために収容人数制限を行った避難所もありました。

本町においても、災害時の避難所開設においては同様の人数制限を行う必要があり、可能な限り多くの方を収容できるよう努めてまいりますが、町民の皆様におかれましては、避難所運営について、また、安全と考えられる場合には、自宅や知人宅での避難に御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後も、危機管理と防災の体制強化を図り、迅速な対応による安全確保に最大限努力してまいります。

それでは、今定例会に提出いたします令和2年度の補正予算関係7件、条例及び契約関係3件、報告及び認定関係9件について、順次御説明申し上げます。

まず、議案第47号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は2億3,381万円を追加し、総額を99億9,085万9,000円とするものであります。

新型コロナウイルス感染症対策においては、住民の生命・生活・雇用・事業を守るとともに、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化に向け、積極的に予算措置を行ったものであります。このほか、人事異動に伴う人件費の更正や土地開発公社債務整理事業債の借換えに合わせた繰上償還を実施するものであります。

総務費では、税制改正に伴う人事給与システムの改修のほか、役場庁舎の設備補修に係る経費に加え、公職選挙法の改正により、町長選挙と町議会議員選挙の費用の一部を公費負担とするための経費を追加するものであります。このほか、自主避難所と位置づける集会施設のエアコン設置補助を追加しておりますが、エアコンを設置しない集落においては、ほかのコロナ対策に関する支援を予定しております。

民生費では、医療、介護事業者の新型コロナウイルス対策として、オンラインを活用した指導・相談・面会等の取組に対する補助や特別定額給付金給付事業の完了見込みに伴う減額、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した補助のほか、中央保育所大規模改修の実施設計や保育所におけるオンライン化に向けた整備、各保育所に体温計測用サーモグラフィーに係る経費を追加するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、アステラス内に飛沫防止パーティションを整備する経費や宝達志水病院内の院内感染対策に要する経費の繰出金のほか、高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種の補助に要する経費を追加するものであります。

農林水産業費では、中山間地域等直接支払推進事業において、活動組織の広域組織化に伴う加算金や国の経営継続補助金の採択を受けた事業者に対する町独自の補助を行うほか、熊対策として監視カメラや捕獲用おりの整備に要する経費を追加するものであります。

商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者を支援するため、既存の新型コロナウイルス感染症防止機材等購入費補助金の申請期間の延長や商工会が発行するプレミアム付商品券に係る補助金を追加するものであります。この商品券はプレミアム率を40%と高くし、地域の経済振興に大きく寄与することを期待しております。このほ

か、石川県の融資制度を使用した事業に対する利子補給金や観光施設のトイレ改修に係る経費を追加するものであります。

土木費では、県営事業負担金として、県道向瀬杉野屋線改良事業、主要地方道押水福岡線改良事業に要する負担金、区道整備事業の補助に要する経費に加え、本町の桜の見どころの1つである古墳公園の桜の剪定及び間伐を実施するほか、公園等のトイレ改修に要する経費を追加するものであります。

消防費では、感染症対策を主眼とした避難所備蓄品や資機材保管庫の整備に加え、国の原子力災害対策事業費補助金を活用した町民センターアステラスの放射線防護対策施設の点検業務に係る経費を追加するものであります。

教育費では、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校で必要なマスクや手指消毒アルコール等の資材や中学校図書室への図書除菌機の導入、中学校の修学旅行中止にかかる経費の補助に加え、相見小学校のトイレ改修工事に悪臭対策を加える経費を追加いたします。また、小中学校コンピュータ教育事業で国庫補助金の交付決定に合わせた財源組替えのほか、遠隔授業に対応する機材の配備に要する経費を追加いたします。さらに、国の補助採択を受けて、スポーツを通じた地域活性化に取り組む（仮称）宝達スポーツコミッションの設立準備に要する経費を追加するものであります。

公債費では、土地開発公社債務整理事業債の借換えに合わせた繰上償還を実施いたします。地方財政法第7条により、令和元年度決算で生じた剰余金の2分の1相当額を財源に充当し、減債基金の繰入れと合わせて、後年度の財政負担の軽減を目的とするものであります。

そのほか、財源となります歳入予算には、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第48号から議案第52号までの補正予算は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計において、人事異動に伴う更正や昨年度決算により確定した繰越金を保険料負担金に追加するものであります。

次に、議案第53号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、収益的収入に、新型コロナウイルス感染症受入医療機関協力金として病床確保、入院患者受入れ、帰国者・接触者外来設置により措置された800万円を追加し、資本的支出に自動体温測定器等の整備費用417万円、資本的収入に同額の繰入金を追加す

るものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第54号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてであります。

本案は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙運動用自家用車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、選挙公営の対象とするものであります。

次に、議案第55号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、石川県心身障害者医療費助成補助金の対象に精神障害者手帳1級所持者の医療費助成金加わるため、本町も同様に支給資格者として認めるものであります。

次に、議案第56号 30年災林道宝達新宮線2号箇所災害復旧工事請負変更契約の締結についてであります。

本案は、崩壊のり面上部の不安定な地層が拡大崩壊したため、工事内容の変更に伴い契約額を増額するものであります。

次に、報告第21号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告するものであります。令和元年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも実質赤字額、資金不足がないため該当がありません。

実質公債費比率は6.2%と昨年度の8%から1.8%減少しました。また、将来負担比率は23.8%と昨年度の35.3%から11.5%減少しました。実質公債費比率及び将来負担比率ともに9年連続で改善を続けております。

主な理由としまして、高利率の地方債の繰上償還を実施し、地方債現在高を抑制したことに加え、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計で起債を抑制したことから、公営企業債等繰入見込額が減少したことが理由であります。

なお、公営企業における資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないことから「該当なし」となっております。

今後の財政見通しですが、本年発生した新型コロナウイルス感染症対策に関連する新たな生活様式への対応や社会保障関係経費の増加に加え、インフラ・公共施設の長寿命化経費など、財政需要は増加する傾向にあります。

一方、新たな財源となる税収と地方交付税は、人口減少による減収が見込まれ、厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

今後も、過疎債などの地方債に過度に頼ることなく、適切な財源を確保した上で、行財政改革を着実に実行し、持続可能で安定的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第1号から認定第8号までにつきましては、令和元年度の各会計の決算について認定を賜りたいとするものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許しします。質疑はありませんか。

8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 議案第47号 一般会計補正予算保育所整備事業費設計監理委託料について質疑を行いたいと思います。

以前、町長は、宝達志水病院に隣接する旧志雄中学校跡地に、新たにこの中央保育所を新築をするというふうに言っておられました。しかしながら、この千年に一度の大雨によって、役場庁舎前に胸までつかような大雨が起きるということで、現在の場所での改築になされたと記憶をしております。

しかしながら、私が調べたところによりますと、浸水想定区域内の最大浸水深は敷地内でございますけれども、宝達志水町役場では1.8メートル、中央保育所では1.25メートル、宝達志水病院では0.97メートルなんですよね、97センチと、なぜ、この宝達志水病院のほうが水につきにくいのに、あえてこの場所に改築をなされたのか、お尋ねをしたいと思いますし、また、今年度当初には、この旧志雄中学校跡地も含めて町で3カ所あたり、遊休土地の利用に対して、宅地化をできないかという調査費も打たれております。宅地ができるということになれば保育所もできるということでありまして、保育所ができないということであれば宅地も非常に難しいということにもなるのかな、非常に矛盾はしていないのかなというふうにも考えられますし、千年に一度の大雨、いつ降るかは、これは誰しもが分

かりません。

しかしながら、事前にそういった大雨が、また、浸水深が想定されるならば、それに対処した設計と建築をなさるのが行政ではないかなというふうに思います。1メートルであれば1メートル土盛りをすとか、いろいろな工法があったと思います。なぜそのような形になったのか質疑をいたしたいと思いますし、さらには、現在の中央保育所の町道に面したところに小高い山がございます。この山は、土砂災害警戒区域に含まれていないのかどうか。その辺もお聞きをいたしますし、今の計画では一部増築棟は大規模改修であるというようにうたわれております。当初棟は築44年、増築棟は築37年と7年の差しかございません。なぜ、あえてこの部分を改修というような形になされたのか。さらには、今、提案されているこの実施設計の中で、今の現在の場所で改築ということになると、この千年に一度の大雨による対策をどのように取られ、どのようなことが必要だと考えておられるのか質疑をしたいと思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 8番 守田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま中央保育所の改修の設計に関する質疑を頂きましたけれども、当地が豪雨の浸水想定区域であると、そして、かねて言っておりました病院の隣地、そこも浸水地であるけれども、そちらのほうが浸水深は低いし、そちらのほうがいいのではないかと、そんなお話を最初に頂きましたけれども、まず、どちらというか数十センチの変わりはあるんですけれども、90センチであっても100数十センチであっても、やはり子どもにとっては大変な高さでありますし、大人にとってもちょっと危険な水位なのではないかなと思っております。

ということで、いずれも浸水域ではあるんですけれども、中央保育所については現有地で、速やかな工事の対応ができるということで現有地において実施するというようにしたことをごさいます。

そしてまた、災害時の対応等についてお話ございましたけれども、現在の建物の建て方ですね、こういったものも避難のしやすいように見直す、具体的には志雄小学校に避難しやすいような、あちらであれば2階を、3階ですかね、ありますので、2階以上のところに避難すれば、ある程度の浸水が来たとしても安全は確保されると思っておりますし、また、豪雨が想定されるときに、ある程度の事前の予測というものは可能でございますので、

そんな突然水がそこに現れるということでもなく、事前に避難しておく、あるいはそういうときであれば保育所は受入れをせずに安全なところでそれぞれに避難していただくと、そのような対応をしておこうと思っておるところでございます。

あと、増設棟を残してというお話もございましたけれども、古いほうの建物ですね、建物の形状であるとか、また、構造において複雑であって、今、改修は可能でありますけれども、その後の傷みであるとか、また、改修に手間がかかったり、今も雨漏りなんかあったりするわけですがけれども、現在の建物の形、こういったものが影響しているということもありまして、古いほうのほうは建て替えると、シンプルな構造に改めると、そして、増築棟ですね、そちらを残して、それを生かした、元にした、そんな新しい建物を造ると、そのような考えでありますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） 守田議員から質問のありました中央保育所近くの山部分の急傾斜地の崩壊危険地域についてお答えさせていただきます。

蓮華山の山部分であります。現在この急傾斜地崩壊危険地域になっている場所につきましては、現在、相撲場がある部分について急傾斜地崩壊危険区域と指定されております。中央保育所側につきましては指定はされておりませんが、これにつきましても、そういうことも加味しまして、また、設計のほうにつきましても、また加味しまして、また、計画していきたいと思っております。

○議長（柴田 捷君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） なかなかちょっとわかりづらい答弁だったかなというふうに思うんですけれども、少しでも水の水位が低いほうがいいんですよね。町長言われた97センチ、1メートル20センチ、今、言ったように未満児、低学年、小さい子どもを見ると、多分1メートル以下ですからね、恐らく駄目なんであろうというふうに思うんですけれども、先ほど町長、まあまあこの大雨警報事前に出ますから、事前に避難をしたり休園にしたり、そういった対処、これ当然でございます。

しかし、急なゲリラ豪雨で家の人も迎えに来れない、そういったときも恐らく想定をしなければいけない。そういったときの避難先として、志雄小学校の2階部分ということで

ございますが、志雄小においては、恐らくエレベーターが設置をされていないというふうに思っております。未満児なり、この1歳、2歳の小さな園児を一人一人だっこして、持っていけるのかどうなのか、さらには、小学校、バリアフリー化もされておられません。当然そこまでのことを考えるのであれば、そういった、そこまでの計画をしなければいけないのではないかというふうに思っておりますし、なぜ増築棟が改修なのかというところについては、よく分からなかったんですけども、古いのと新しいのがくっついておるから、何か雨が漏れたり影響があるというような答弁であったかなというふうに聞こえましたが、古いのと新しいのとくっつけたところに影響あるとえば、これは工事のミスであろうというふうに思うんですね。

子どもたちは、そういった形で事前の予防で避難はできるけれども、多額のお金を費やして改築した保育所が、いつ起こるかわかりませんよ、千年に一度の雨ですから、そういった形で床上まで浸水をして、また、多額なお金で改修をするということにならないように、しっかりとこの候補地、場所も検討し、予算設計に入るべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 守田議員の質疑にお答えをいたします。

まず、古いほうを壊してという話ですけれども、新築、増築と既存のところと、そちらの接合したところで雨漏りがということに限らず、古いほうは構造が複雑であって、防水加工等も施しにくかったせいか、そちらのほうでも今の形で直しても、雨漏りであるとか劣化であるとか、そんなものは懸念されますし、また、残しておいても、今の形で修繕等を実施することが容易でないと、それよりは増築棟のほうが直線的な構造でありますので、それに連なる形で新たなものをつくると、そして、全体としてシンプルな形状で建設をしたいということで、建設に係るコストというか、今後の手間も含めて、管理も含めて、そういった点で有利であろうということで既存棟を解体する。そして、そちらに、また新たに建設をすると、そのようなことで考えておるところでございます。

そして、浸水に関する事で御心配をいただいております。おっしゃるとおり、本当に安全というのは、できる限りの手を尽くして確保していかなければならない、そのように思っております。そして、現在も、現時点においても、そういったことの懸念というか、懸念した上での対応、そういったものは必要でございますので、まずは訓練等重ねる。そ

うした中で、どのような点で問題があるのか考えていただきながら、十分な対応をさせていただきたいと思っておりますし、エレベーターもありませんけれども、学校に行けば多くの人もおりますし、そんな人たちと助け合った避難もしていただきたい。多くの方で助け合った避難ですね、こういったものが自助なり共助なり、そういったことで、またお願いしていきたいと思っておりますので、そういう考えでございます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 千年に一度の浸水域というのは、ずっと政府が最近やって出したんですけれども、その中で宝達志水町は1本だけ、子浦川だけがどうなのかというのを出しましたよね。ただ、全国どこも、千年に一度の大洪水というのは、もう全部、政府が出したしりからどんどん破られていっているんです。それを超えるような去年の千曲川でもそうですし、そうになっているんですよ。そんなときに、今、守田議員も言われたように、一応国としては子浦川は志雄病院のところで97センチ、今の中央保育所だったら1メートル20、30、わざわざ子どもたちを、一応の科学的な根拠を持って出されているんですけれども、わざわざ何でそんなたくさんの水のあるところに子どもたちをやって、そこを改修しないと駄目なのかどうかというのは不思議なんですよ。

ですから、その浸水域の問題で、これは考慮されたのかどうか、これをお聞きしたいんです。どれだけ水があふれるかというのを、国が出しているやつ、県が調べてやったやつありますけれども、それが今回の事業に考慮されたかどうかというのをお聞きしたいんです。それだけです。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質疑にお答えをいたします。

病院の隣地ですね、そして、現有地についても浸水域であるということは認識をしております。そして、万が一のときに避難が必要である。そういったときには、病院に逃げるよりも、やはり学校に逃げたほうがよろしいのではないかなと。病院、現時点ですね、コロナの問題とかもありますし、いろいろな患者さん等もおいでます。多くの子どもたち、また、保育士の先生方、受け入れるのであれば学校のほうがよろしいかなと思っておりますし、避難もしやすいような形で今回は工事を行うことにしております。

また、先ほども申し上げましたとおりに、情報収集に努めながら安全な行動に努めると、そして、保育所の人だけでなく多くの人で助け合いながら安全を確保していくと、そんなことにつなげていていただきたいなど、そんなふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 答弁になっていないんですね。考慮したかどうかということなんです、聞いているんです。わざわざ97センチじゃなくて、1メートル30のところに行くことになりますけれども、これは考慮したかどうか、検討された、この問題、わざわざ行くことになるんですよ、雨がたくさん、川が氾濫して水がたくさんになるというところにわざわざ行くことになるんですけれども、それを考慮したかどうかというのを聞きたいんです。したかどうかなんです。考慮したかどうか。避難だけじゃなくて。

もう一つは、最近の雨の降り方はやはり、じわじわと、さあ、子どもたち集まってくれ、そして、ゆっくりと小学校に行こうという状態じゃないんですよ。ゲリラ豪雨なんです。このゲリラ豪雨というのも考慮したかどうか、この2つをお聞きしたいんです。ここだけ答えてください。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の質疑にお答えをいたします。

浸水域であるということの考慮は当然いたしましたし、万が一の浸水に至る場合、そういったときの対処、そういったことも考慮した上で、現有地において改築をすると、そのように判断したところでございます。

もう一つ何でしたか。

〔発言する者あり〕

○町長（寶達典久君） そして、ゲリラ豪雨についてですけれども、これについても今の県が発表した想定ですね、これは千年に一度の雨が何十時間か継続する、そういった結果、1メートルなり、そういった浸水が起こるといった想定でございまして、先ほども申し上げておるんですけれども、突然やってくるわけではないので、事前の予報であるとか状況を見ながら……

〔「ちゃんと回答しろ」という声あり〕

○町長（寶達典久君） 避難をしておくことが必要であると、そのように考えて現有地で改修を判断したところでございます。

ゲリラ豪雨でも、1時間に100ミリ等、そういったこともあるんでしょうけれども、現にありますがね。しかしながら、そういったことで1メートル程度の浸水があると、そのようなことは想定されておられませんので、できる限り安全なうちに避難をすると、そのようなことが大切であるなど思っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 地域整備課長にお聞きしたいんです。

町長言われたように、じわじわと雨が降って1メートル20というふうになっているのか、県はそういうふうな想定なのかどうか、町長はそういうふうに言っておいでるんですけども、私、初めて聞きました、そういうこと。地域整備課長は担当ですけども、地域整備課長になるのか危機管理室長になるのか知りませんが、ぜひ担当課長、そこを教えてください。私は初めて聞きました。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 雨の想定雨量ですけども、県の発表によると、24時間で800ミリ以上の雨が降った場合の想定であります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（柴田 捷君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 傍聴席の皆さん、おはようございます。

我が議会もコロナの影響で、一般質問等々、議場の傍聴を取りやめておったんですけれども、今回は人数を制限し、傍聴していただくということで傍聴席にお越しいただいたわけでございます。若干、本日は寒くというよりも、以前よりもちょっと涼しくなったかなと思いますけれども、大変忙しい中、お越しをいただきましてありがとうございます。

それでは、私のほうから2点質問をさせていただきたいと思います。

1点目ですけれども、職員採用についてお伺いいたしたいなど、このように思います。

一昨年の8月、9月に令和2年度の職員の募集をされ、1次、2次と試験をしていただき、本年、令和2年4月1日から町職員として採用をされておるわけでございますけれども、専門職を抜いては、私は5名の採用人数かなというような把握をしておりますけれども、また後ほど教えていただければなど、このように思っております。

その中には、町外、あるいは県外からの受験者、また、採用をされております。その方々の現在の住所、そういったものも教えていただきたいなど、このように思っております。

また、昨年の応募人数、倍率等々も示させていただきたいなど思っております。県、あるいは警察官等々については、かなりの倍率でございますけれども、本町においてはどの程度の求人倍率なのか教えていただきたいなど思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、職員の中でございますけれども、近年、宝達志水病院の事務局長が本年度から2人、事務局長がおられるわけでございますけれども、我が町の規模の病院で事務局長がなぜ2人いるのかなという疑問も抱いておるわけでございます。お一人は課長、もうお一人は参事というような方がおいでるわけでございますけれども、その意味を分かりやすく教えていただければなど、このように思います。

一方の雇用年の4月に雇用されて、7月のボーナス、賞与については100万円近くのボーナスを支給し、議会にも問題視されたんですけれども、事務職員、課長等々がそういったことを判断でできるはずがないのに、最終的には一課長が責任を取ったように「私が指示をしました」と述べられましたけれども、そういった行政はどこにもあるはずがありません。その件についてもあやふやなまんま。

もう一点、本年4月に発覚をいたしました職員の副業、そのことも全員協議会の中でお尋ねしても、精査をしながら御説明申し上げますと言われながら、今日現在に至っておる

わけでございます。

総務省であろう、公務員の副業は全く認められるわけではございません。その職員は8月現在でもユーチューブで入金を得ております。昨日、少しちょっと耳にしたんですけども、その職員から辞職願が提出されているということ、うわさに聞いておるんですが、後ほどまた、答弁の中で御説明いただければなど、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

過去に前例がない、ほかに前例がない、そういう問題でないんです。やってはいけないことをやってしまって、反省の色なく現在もやっておる。その説明もしていただかず、今日現在に至っております。その職員とは、ナンバー1、ナンバー2、その職員とは、福井県の陶芸資料館にも視察にも行っておられる。姉妹都市下呂市に表敬訪問にも行かれておる。そういったたくさんの時間があったら、なぜ注意をし、襟を正して直していただけなかったかなと思う気持ちが、本当に私自身、たくさん持っております。

家が農家、あるいは漁業、家業でそういう業務をやっているなら、公務員であろうが、町の許しを頂ければお手伝いできる。これが本来の姿であって、全く違う業種のことで利益を得ることは、あからさまに副業でございます。どのような精査をし、お話し合いをして、今日現在まで来たのか細かく教えていただければなど、このように思っております。

また、採用の問題で、答弁の中では成績がよかった。2次試験で、こうしたという答えが返ってくるのは、百も承知、分かっておりますけれども、どのような方向で採用されたのか教えていただければなど思っております。

それでは、2点目でございますけれども、前回の臨時会にも私は質疑させていただきましたけれども、なかなか町民の皆さんには、こういったことが行き届いておりませんので、あえて9月今定例会に私のほうから質問をさせていただきたいなど思っております。

以前にも、今、旧石川県の放牧場の施設、町が買入れ業者に売買をしたわけでございますけれども、そういった業者に今なぜ、その場所に来ていただかねばいけないのか、時代と逆行しておるんじゃないかということも申し上げましたけれども、お隣、かほく市では、そういった施設をいち早く利用し、看護大学を誘致し、学園大、たくさんの住宅街、商業施設、素晴らしいものに発展しておりますが、我が町にはそういった施設は2カ所ございますけれども、全くそういった発想なくして、また、元のそういった畜産の施設を誘致する。

ここに旧押水放牧場跡地の経緯というものがあるんですけども、大変短い時間でござ

います。かいつまんでいいますと、本年1月30日、町から県に対して売払い要請の申請書を提出しております。4月17日、用地を取得、4月24日から5月15日までにホームページ等々で公募されておるんですが、期間が短いのか気がつかなかったのか分かりませんが、そういった畜産業の業者の方も気がつかなかった。もし分かっておれば、エントリーしたかったなという畜産業の方々もおられます。そういったものも御存じなのか、また、教えていただければなと思っております。

若干飛ばしますけれども、5月27日、公募型プロポーザル審査委員会を開催しております。6月8日、環境保全協定書を締結、6月15日、町から業者に売買という、こういう短時間のスケジュールで行われたわけでございます。

この中で、1つ教えていただきたいのが、5月27日、プロポーザルの審査委員会を開催しておりますが、高下副町長はこの委員会の委員長でございます。メンバーの何名の方がこの委員会に出席され、差し支えなかったら、メンバーも教えていただければなと、このように思います。

それと、この審査会の中の点数制度、何点持ち点があって、何点以上が資格者だという判断をされるのか。また、このプロポーザルの開催委員会の中で、こういった質問、そういったものが出たか教えていただければなと思っております。

私も分かりませんので教えていただきたいんですが、インフルエンザワクチンをつくるがための鶏卵をつくりたいというのが売り込みで、県と町にそういう申請しているかなと思っておりますけれども、単なる鶏卵だけでいいのか、あるいは鶏が小さいときにそれなりのワクチン、あるいは注射等々を何種類か、何回かしたものを持ってこられるのか、ついででございますけれども、その鶏卵がインフルエンザワクチンをつくる業者に対して月に何個ぐらいは必要なのか、契約するのか、そういったことも踏まえながら、そこで、なぜ20万羽全部なのかということも教えていただければなと、このように思います。

以前の環境保全の協定書の追加についても、前回お願いをいたしました。その敷地の中に今の申請、今年着工するものは2棟ということで、その分には致し方ないということで私も認めましたけれども、根底には全く反対ですよ。けれども、ここまで進んだ以上は、認めざるを得ないかなということではございましたけれども、後にその大きな敷地にそういったものが、またまた計画されないように、追加で協議をしていただきたいということも申し述べました。それについても詳しく教えていただければなと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

最後ですけれども、通告も何もないんですが、以前の臨時会にも言いましたように、何か町独自のコロナウイルス対策で町民のためにできないのか、町独自ということをし添えました。県・国だけの交付税の右から左の政策じゃなくて、議会も歳費を本年度いっぱい、来年3月まで減額をし、町民のために使っていただきたいということをし添えて上げておるんですが、どのように使われるのか。4億円以上も繰上償還をし、そうじゃなく、こんなときこそ町民のために使ってあげて、知恵を絞っていただければなど、このように思います。これは通告も何もないので答弁は要りませんが、明快な御答弁を頂ければなと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 12番 北議員の質問にお答えします。

まず、職員採用についての質問ですが、令和2年でまいりますと、12名の応募に対し5人の採用ということでございまして、倍率としては2.4倍という形になります。また、採用した職員の町内出身か、もしくは町内在住かというお話ですが、令和2年の採用者については5名中1名、その前年、平成31年の採用については2名中2名、さらに、その前の平成30年の採用については4名中3名というのが、一応町内出身ということになっております。

今年の採用については言ったとおり、町内在住者は少ないのですけれども、基本的には職員採用につきましては、できるだけ門戸を広げて受験してもらおうということになっております。

地方公務員法にも、まずは13条に平等取扱いの原則、また、18条の2項には採用試験は公開平等にやると、そして、19条には受験の資格要件等規定がございまして、採用試験の段階で、いわゆる住所要件等をつけるというようなことは厳しいというのは申し上げたいと思います。

なお、病院の事務局長、現在2人体制ですが、その件につきましては、以前も町長が答弁されたと思いますが、昨年の例の再編問題もあって、1人の局長は再編担当ということで、現在2名体制を取っております。

あと、4月に新聞記事になりました職員の件ですが、先ほど北議員も副業ではないかというふうなお話でしたが、基本的に副業、兼業と申しますのは、労働の対価として報酬を

得て事業に従事するということでもあります。6月の定例会でもお話がありまして、その後、本人にも確認しましたところ、収入につきましては、新聞記事にもありましたが、現在のところ、本人の収入にはなっていないと、母親のほうの収入になっているということで、これは確認もしております。ユーチューブ自体は趣味であって収入も得ていないということで、本人はユーチューブに出演を続けているというのが現状でございます。

ただ、そういった収入を母親に変更して自分の収入は得ていないといっても、名前だけの移管ではないかというふうな疑念を持たれる可能性は十分あるということは、我々も認識しておりまして、いわばグレーな状態ですね。それについては、本人にもユーチューブへの出演とか投稿をやめれないのかとか、一応指導はしてきましたが、現在のところ、今、言ったとおり収入は得ていないというのでありまして、いわゆる兼業状態にはないということでありまして、まだお互いの合意を得るまでには至っておりません。

私のほうも、総務省の公務員課とかにも、このようなアフィリエイト収入の問題について問い合わせました。残念ながら、このアフィリエイト収入の問題は、まだ参考となるような前例もなく、明確な回答は、一応本人が自らの懐に入れていないと、税務申告上も入れていないということでありまして、それについては総務省からもそういった状況であれば、これはもう個々の事案という扱いになりまして、自治体において、そのグレーを解消するか否かは判断していただきたいというふうな回答でございました。明確に黒とも白ともいえない状態が続いておりますが、現在のところ、そういうような形で追加処分等は行っておりません。

北議員も言われた本人から辞職願が出ているのかというふうなお問合せについては、これは個人情報の問題もありまして、現時点で明確なお答えをすることはできません。

最後、例の畜産の関係でございますが、先の6月議会において、この旧押水放牧場跡地の財産処分の件については、承認を頂いたところであります。17万1,691平米、建物にして5棟、工作物一式を3,855万円でナカヤマエッグに売却したわけでございますが、町といたしましては、4月24日に県から、その土地・建物を取得し、そして、4月27日から5月15日まで、約3週間ですね、19日間、約3週間、町のホームページや、もしくは新聞報道等によって、この旧押水放牧場の跡地の活用の公募を行ったところです。

北議員言われたとおり5月27日、私を委員長とする公募型プロポーザル審査委員会を開催しました。当時の委員会のメンバーにつきましては、県の畜産担当課、町の農業委員会、そして、地元代表、そして、町からは委員長である私と、あと、環境担当課として住民課

の5名で審査委員会を行っております。

審査については、近隣住民との協調とか環境保全対策、これが第1点です。第2点目には、計画の実現性。第3点目には、雇用創出とか町の農業振興といった地域の貢献。そして、4番目には、その土地の価格について審査を行いました。この畜産振興については、やはり地元の環境に十分配慮することが必要であると考えておりました、地元と共存共栄を図っていただきたいというふうに町としても考えております。

6月8日に、東間、紺屋町、坪山の3区とナカヤマエッグ、そして、町の三者間で環境保全協定を締結しております。

北議員のほうから、さらに工場の拡張については、もう少し追加ですね、協定に追加の条項が要るのではないかというふうなことも言われましたけれども、その件についても、この3つの区に、さらに担当課のほうから確認したところ、既に現在の協定でそれは読めるということでありまして、施設の拡張などある際も、そういった変更がある際も、三者で審議して合意形成を図るというふうなことでなっておりますので、改めて条項の追加はしなくてもいいだろうというふうになっております。

なお、この審査委員会の持ち点とか合格点が何点かというふうな点ですね、あと、なぜ20万羽なのかという点については、ちょっと私、今にわかに答えられませんので、農林担当課長のほうで答弁できれば答弁していただくということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 今ほど答弁を頂きましたけれども、5名採用され、町内の方が2名、令和2年度はということでございますけれども、この町内、町外の方を採用し、12名の中で7名の方が宝達志水町内の方が何人おられるのか分かりませんが、今度この方々はこの町を捨てて町外に行くわけでございます。そういった地元愛、重いものも入れていただいて、あえてほか3名の方々に、この町に移住・定住していただくような条件をつけて採用していただけるのが本当の姿ではないかなと思っております。採用したは、町外に移住されては何にもならない話なんです。今年度も今、募集をされておりますけれども、そういった配慮も町とすれば大いに必要なポイントではなかろうかなと思っております。

それと、病院の再編についてということも答弁をされておりましたけれども、であったら、

どのように再編の計画が進んで、したくないという意向をどのように伝えているのか、できれば教えていただければなと思っております。我々町議会の議会運営委員会は、東京霞が関で厚生労働省の方の御意見も聞かせいただきました。我々の立場、我々の地域で、どうしてもこの病院が必要なんですよということを強くお願いをしてまいりました。そういったことが我々議会、執行部の本来の姿であると思っております。どのような思いで、この再編を止めることができるのかということをお教えいただければなと思っております。

また、副業についてでございますけれども、母親であろうが父親であろうが、この方の連絡で収入を得るといってもらっている以上は、誰がもらおうが関係ないですよ。イコール本人なんです。そんなばかげた答弁ありますか。家族の方が収入得ているからって、本人は何も関係ない。そんなばかな話どこにあります。

それと、審査会の点数教えてください。

インフルエンザワクチンに必要な卵を何個必要かとお尋ねをしております。環境保全の協定書は追加なくいきたい。でなくて、隣接だけじゃないんですよ。1キロ、2キロ範囲のそういった住民の方々の思い、考え方も伝えていかなければいけないんです。ただ、反対しておるんじゃないんですよ。そういった災害的な苦情が今までたくさんあったから申し述べておるんであって、何もなければそれでいいんですよ。だから、前回にも申し上げたように、畜産業の臭いを測定するには、その機械ではレベルに出てこないんです。

だから、人間がそういったものを感じたときに相談をしてくださというような協定、覚書、また、増築する場合、あるいは違うことをする場合には、近隣の皆さんの意見も聞きながら進めていっていただきたいということを以前からもお願いしておるんですよ。その周りの集落の人、やれる業者の人たちだけのところじゃないんですよ。我々の住まいしている、頭に見えるんですよ、その施設が。そういったことを心配してお願いをしておるのに、全くそれじゃ、相談にも話にもならんでしょう。もう一回お答えください。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 12番 北議員の質問にお答えします。

まず、病院の関係ですが、当然町執行部といたしましても、先生方も厚労省へ行かれたということですが、我々は議員の先生方が厚労省に行かれる前には、もう既に町長と当時の病院事務局次長ですね、現在の局長に厚労省には行っていただいておりますし、当然それのみならず、総務省のいわゆる自治体病院の担当のほうにも陳情に行っていたいで

おります。

また、現在の県が病院をどうするかということについては、もう既に国のほうに一定の県が意見を上げているということではありますが、そこら辺は担当の局長から答弁させます。

あと、例のユーチューブの職員の件ですが、一応、職務以外の事業に無報酬で従事する場合は、その所轄の長の許可も必要がないというのが、これは国のほうにも確認した事実でございます。現在のところ、一応収入は得ていないというのはですね……

〔「答弁になっていないぞ」という声あり〕

○副町長（高下栄次君） はい。我々も確定申告などを確認して、当人からは確認しております。なので、実際のところ、本人の収入になっているのではないかというふうな推測ではありますが、現状、申告等は本人の収入になっておりませんので、このグレーな状態をもってですね……

〔「収入になっているだろう」という声あり〕

○副町長（高下栄次君） 誰の収入になっているかというと……

○議長（柴田 捷君） 傍聴の方に申し上げます。

お静かにお願いいたします。

○副町長（高下栄次君） 本人の収入にはなっていません。

確認いたしますが、我々は税務申告も確認いたしまして、本人の収入にはなっていないというのは確認しております。現状、母親のほうの収入になっているということでもあります。このグレーだというふうな御指摘は分かりますが、言ったとおり、このことをもって、黒だということにはなりません。その点は御了承いただきたいと思います。

あと、畜産関係のことについては、一応、農林課長のほうで答弁できるようなので、担当課長のほうから答弁させます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 農林水産課長 松原好秀君。

〔農林水産課長 松原好秀君 登壇〕

○農林水産課長（松原好秀君） 12番 北議員の質問にお答えします。

審査会におけます事業候補者の合否の判断基準につきましては60点で設定いたしております。

次に、卵の出荷、1日当たりの出荷計画につきましては、将来の飼育羽数20万羽は把握しておりますが、出荷個数計画については企業経営上の話となるので、町のほうでは把握

はしておりません。

また、臭気に対する苦情の対応につきましては、協定締結しております隣接集落のみならず、周辺集落などの苦情に対しても真摯に受け止め、適正に対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 病院事務局長 濱中 豊君。

〔宝達志水病院事務局長 濱中 豊君 登壇〕

○宝達志水病院事務局長（濱中 豊君） 12番 北議員さんの質問にお答えします。

2025年問題の医療提供体制の在り方に対応するために、国は病床機能別病床を検討するために地域医療構想を策定されました。その際、厚生労働省が2019年6月26日に病床機能の見直しが必要と考えられる自治体病院を含め、424病院を統廃合する方針が示されたわけでございます。この病院に挙げた当院ですが、その当時でございますが、70床ということで、療養型病床が27床、それから、地域包括ケア病床が8床、それから、一般急性期病床が35床ということで挙げておりますが、この際、実際にリスト公表に先立って行われた厚生労働省の関連委員会では、高度急性期の定義、がん、手術、救急、あるいは教育というところの視点が挙げられました。

そこで、石川県では県のほうにどういう体制をするかということで地域医療調整会議というのが行われました。その際、私どもも病床を見直しまして、それから、病床利用率も含めまして検討して結果でございますが、その病床、一般急性期病床を地域包括病床にシフトしまして、生活に根づいた病床を今でしたら35床、急性期35床を全部で16床に減らしまして、地域包括ケア病床を27床に増やしたところでございます。そういう中で、経営的もありますけれども、生活に根づいた長期に入院できるような病床機能を見直しまして、国のほうに申請書を作成しまして、それで申請したところ、県のほうは3月、厚生労働省に問題ないということで報告を上げてまいりました。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 再々質問をさせていただきますけれども、職員の副業の問題なんですけれども、ちょっと捉え方が違うんじゃないかなと思いますよ。ものを発信して、それに収入を得たいからという連絡の下で入金なされるんでしょう。それが本人が取るか親が取るかって、同じことでしょう。であつたら、それは頂けませんと発信しておけばいい

んじゃないんです。もらう発信して、自分がもらったら都合が悪いから母親にとって、そんな変な答弁ないでしょう。

それと、私にも家族がおります。本人にも家族がおると思いますよ。私の質問をしたから、責められたから、辞職したと言われても困るんで、宝達志水町議会議場の中に受理するしないは別として、現段階のことをあからさまにしてくださいよ。以前の副町長は、辞表も出していないのに辞表が出ておるということまで言われておるんですよ、執行部は。そういった中で、なぜそんなことぐらい言われえないの。それは個人情報とか言われますけれども、これは議会議場の中ですよ。

それと、インフルエンザワクチンを製造をするがための鶏卵のなぜ委員会なり地元なり、月産にどれくらいの個数があるかぐらい把握していないんですか。うたい文句はインフルエンザの製造がための鶏卵でしょう。一番大事なこと、なぜ分からないんですか。教えてください。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 北議員の言われました、親の収入も自分のものだろうというふうな論理については、感情的にはそう思われるのは理解いたしますが、現実として税務申告でも本人のもの、親のもの分けております。この点について、これ以上の議論は言ったとおり、外形上分けられておりますので、実際は本人のものだろうと言われても、言ったとおり、税務申告の外形上は分けられているというふうに答弁せざるを得ません。あとは、もう推測の世界に入りますので、何か証拠でもあれば、親の金を……

〔「おかしくないか」という声あり〕

○副町長（高下栄次君） それは言ったとおり……

○議長（柴田 捷君） 一般質問の途中でありますけれども、傍聴人の方に申し上げます。御静粛をお願いいたします。

○副町長（高下栄次君） 感情としては理解いたしますが、現実として税務申告上は分けられておりますので、我々としてはそれをもって黒だと判断することは厳しいと思います。畜産関係は担当課長のほうから、また、答弁できるようであれば答弁していただきます。以上です。

○議長（柴田 捷君） 農林水産課長 松原好秀君。

〔農林水産課長 松原好秀君 登壇〕

○農林水産課長（松原好秀君） 12番 北議員の質問にお答えいたします。

先ほどと同じ答弁になるんですけども、卵の出荷計画につきましては、企業経営上、企業の話となりますので、町としては把握はしていないということでございます。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） あのね、高下副町長、税務上の問題を正しておるんじゃないんですよ。だから、ユーチューブが趣味でやっておると言われるから、収入を得ませんよとやっておけば、こんな問題は生じないんですよ。盗んできたものを他人にやったから、私は泥棒じゃないと一緒にんですよ。だから、そうじゃなくて、それを指摘されたときに、それやめればいいんですよ、そうかということで。それをずっと続けるから、こういう話が出てくるんです。

卵の個数は大事なことですよ、何個ぐらい要ると。これ企業の秘密じゃないんですよ。何個が必要で、何個ワクチンをつくるということが一番大事なんです。それを企業とかじゃなくて、それを把握しなさいよ、どれぐらいをどの薬品会社に全国のやつをどれぐらい、何個出荷するんだということぐらい把握しなさいよ。

それと、これは答弁要りませんけれども、副町長、辞表の問題、それは受理するしない、別、出ている出ていない、それぐらい言いなさいよ。これはこの議場の中ですから言うべきですよ。私のせいになって、あの人が質問したから、あの職員が言われても、私も生涯困りますし、家族がおります。それぐらい、今日現在の経過ですから、言ってもいいんじゃないんですか。それ1点だけ。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 北議員の質問にお答えいたします。

本人から辞職願が出されているかということについてですが、言ったとおり、現時点ではイエスともノーとも言うことはできません。

〔発言する者あり〕

○副町長（高下栄次君） はい。辞める、辞めないというそもそも、これはまだ本当に個人の進退に関わることを、まだ現時点で答弁することはできません。

以上です。

○議長（柴田 捷君） ほかに答弁漏れはありませんね。

〔発言する者あり〕

○議長（柴田 捷君） 次に、3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会を頂きましたので、2点質問いたします。

まず、高卒就職者の自動車運転免許取得助成等についてです。

先月、地元紙に「高卒求人、コロナで陰り」との記事が載っておりました。やはりコロナ影響で採用の縮小、見合わせる企業が増えていることが要因であるようです。採用選考日程も、今年は1カ月遅れとなったのに加え、資格試験の中止や春先の休校に伴う補習など、例年と大きく事情が異なり、就職活動への影響が懸念され、来春卒業の就職予定の高校生やその親御さんの不安の声は大きくなってきております。

ここでお聞きします。コロナ禍で高卒求人に陰りが見えてきているが、本町居住の来春卒業予定高校生の就職採用状況などはどのようなのでしょうか。本町として採用企業や高卒求職者に、どのような対策が取られているのでしょうか。

高校卒業後に就職する予定の高校生にとって、社会に出る前の免許取得は必要不可欠です。とても優先順位が高いのです。通勤はもちろん、就職先の業務内容や職種によっては、免許なしでは就業が厳しいケースも多々あります。免許取得にはまとまったお金が必要。まずは借りないで工面する方法がないか、家族に相談に乗ってもらっていることでしょうか。もし、どうしてもローンを組む必要があった場合は、社会人になってからの負担が大きいです。運転免許費用は通常でも30万円前後の費用がかかります。コロナの影響で家計が苦しい家庭も多いと推察され、負担が気にかかるようです。

ここでお聞きいたします。高卒後に就職する予定の学生は、コロナの影響で就職状況が厳しい中、志望する会社などに入るために努力を続けております。さらに、社会に出る前の免許取得は必要不可欠であり、免許取得にはまとまったお金が必要ですが、家計の負担が気にかかります。このような時期に、本町として自動車運転免許取得に助成等を行えばどうでしょうか。また、町外から通学する宝達高校の学生にも対象を広げられないでしょうか。青年は宝物です。未来を担う大切な青年のためにも、どうぞ検討をお願いします。

次に、ごみ集積所での不法投棄問題等についてです。

粗大ごみの日、ある町内のごみ集積所には業者に回収されない不法投棄されたテレビ数台が必ず見つかります。そのほか産業廃棄物と思われるものも見つかっています。同所には不法投棄禁止看板が設置してあるにもかかわらずです。管理者である区長は、それを速

やかに町に通報し、相談に乗ってもらっていますが、ただ、ごみ処分の説明は基本的には、そのごみを所有していた人に責任があり、そのため、ごみを不法投棄された人に処分する責任はありませんが、自治体にも責任はありませんと受けることとなります。ただ、多くの場合は、誰が不法投棄したのか分からないため、ごみを投棄された側の区が処分することとなっております。テレビ1台の処分料が数千円かかり、区が負担するのは理不尽ですが、仕方がないというのが現状だそうです。

ここでお聞きします。本町でのこれまでの不法投棄相談件数やその相談内容はどのようなものがあるのでしょうか。ごみ集積所関連の不法投棄相談件数やその相談内容もどのようなものなのでしょうか。その後の相談結果処理をどのようにされているのでしょうか。

町民からは、不法投棄は現行犯でなければなかなか捕まえないし、防犯カメラを設置するなど、犯人を探し出せば町役場や警察も動いてくれるだろうから、その防犯カメラ設置を要望してほしいとの声が聞かれます。不法投棄の抑止及び証拠保全のため、ごみステーション管理団体を対象に監視カメラの貸与を実施している千葉市役所があります。またほかにも、ごみ集積所付近の街灯を青色光の防犯灯にすることにより、地域の防犯意識が高まり、今までにも増して活発な防犯活動が行われることとなり、犯罪抑止効果が期待できるようです。

ここでお聞きします。ごみ集積所での不法投棄防止と住民の安心感につなげるため、防犯カメラの設置や犯罪抑止を目的に青色の街灯の設置等の対策を取れないでしょうか。また、町職員による現場巡回指導等の強化をできないでしょうか。

不法投棄者は他所のものと考えられ、目撃しても直接注意するのはとても危険です。町民の安心・安全のためにも、不法投棄の多いごみ集積所での防犯カメラ設置等の検討をしていただきたいと思います。ごみ集積所は、ごみ捨場ではありません。ごみ回収後に不法投棄物があると困り顔で立っただけで区長さんの姿は目に浮かびます。ごみ捨てのルールを守り、生活環境のよい暮らしやすい町にしていきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

高校生の就職希望者の採用選考は、例年9月中旬頃に実施されていますが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、高等学校で休業期間があったことを考慮し、10月16

日に選考が開始されることになっております。そのため、来春卒業予定の高校生の就職採用状況は、現時点では明らかになっておりません。

次に、採用企業や高卒就職者の対策につきましては、県及び能登地区の自治体と連携し、高校生を含む学生の就活支援を行っております。また、羽咋郡市の地元企業で構成されている羽咋雇用対策協議会とも連携し、各企業とともに毎年高校を訪問し、就職希望者へのPRを行っておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一部を取りやめております。

なお、来春の高卒者の求人状況が落ち込みを見せていることから、町としては、町内在住者の就職状況を調査の上、就職を促進する施策を検討してまいりたいと考えております。

運転免許の取得助成については見合せたいと思いますので、御了承願います。

次に、ごみに関する御質問にお答えします。

不法投棄があった場合は、投棄者が判明すれば適正に処分を行うよう指導を行います。しかし、例えばテレビのように、誰が捨てたのか判明しにくいケースがあり、そうした場合は、土地の管理者、所有者に処分していただくことになります。集落のごみステーションにおいても、テレビなどの違反ごみがあり、投棄者が判明しない場合は、当該集落で処分していただくようお願いしております。

ただ、事業所等から排出されたと見られる産業廃棄物など、悪質な案件が多くあれば、集落での負担が大きくなりますことから、例えば監視カメラの貸出し等を行い、不法投棄の抑止を図ってまいりたいと考えております。

また、不法投棄抑止や防犯の観点からの青色街灯の設置についてですが、青色には心理的に人を冷静にさせる効果があるということから、平成17年に奈良県で国内初の青色防犯灯が設置され、その後全国各地に広がりました。

設置により犯罪抑止効果があったという地域もあるとのことですが、反面、暗くて見通しが悪くなった。怖い感じがするなどと評価されている地域もあり、効果の検証が難しいことから、設置は考えておりません。

今後も、ごみ問題に適切に対応し、美しいまちづくりに取り組んでまいりますので、町民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、細部については、所管の課長から説明させますので御了承願います。

○議長（柴田 捷君） 住民課長 定免文江君。

〔住民課長 定免文江君 登壇〕

○住民課長（定免文江君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

本町での不法投棄の相談件数は年間5件程度あります。そのほとんどが区長さんからの相談で、道路敷などにごみが投棄されるため、不法投棄禁止看板を設置したいという内容です。

町では毎年、不法投棄禁止看板を作成しており、集落からの要望に応じて看板を配布し、設置していただいています。

そのほか、集落から寄せられるごみステーションにおいての不法投棄の相談件数は、年間一、二件程度ございます。相談内容は、粗大ごみの収集日に違反ごみのために収集してもらえなかったものに関して、ごみを出した人が判明しなかった場合に、どう処分すればよいかという御相談です。

ごみステーションは、利用者となる集落で管理していただいております。そこに出された違反ごみの処分についても集落にお願いしております。集落によっては、違反ごみの写真を撮って回覧することにより、ごみを出した住民が引取りに来るところもあると聞いております。

また、ごみを出した人が判明せず、処分方法や処分業者が分からない場合などは、クリンクルはくいや能登中部保健福祉センターに問い合わせ、処分先をお伝えしております。

なお、ごみの出し方・分別等につきましては、広報等でお知らせしておりますが、今後もルールを守っていただくよう周知を徹底してまいります。

○議長（柴田 捷君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私のほうから2点、二口～宿間の国道159号線の整備計画についてとスクールバス等への抗ウイルス・抗菌施工について質問させていただきます。

まず、二口～宿間の国道159号線の整備計画についてですが、現在、押水バイパスは平成2年開通、鹿島バイパスが平成13年開通、七尾バイパスについては平成27年に古府町から下町間が暫定2車線で開通し、残りの区間である古府町から川原町間が現在整備中及び羽咋道路は四柳町から本町の二口間を平成27年から整備中というように、七尾市以南の能登地域の主要道路は順次整備され、開通または事業中であります。羽咋道路の終点にある二口から押水バイパスの起点である宿までの整備については調査区間となっており、事業計画化がされていないと認識しております。

現状の国道159号線は、敷波のほうの敷波区域で路肩に縁石を設置しただけのような極

端に狭い歩道区間があり、補助車を使用しているような高齢者は通れませんし、人がすれ違うことも困難です。どうしても車道に出なければならない状況が発生することになり、歩行者にとっては危険な区間といえます。

また、本町の土砂災害ハザードマップによりますと、全区間の多くの地点で土砂災害警戒区域に入っております。特に、荻島の一部につきましては、さらに危険な土砂災害特別計画区域等、かぶっている箇所が存在しています。主要道路が土砂によって寸断されれば、住民の生活に大きな影響を与えます。

一方で、道路のアクセス性を向上し、物流を容易にすることは、企業を誘致する際にも好条件になると思います。今の159号線は、周辺地域の道路と比較して道路幅が狭く、制限速度も時速40キロから50キロという区間であり、アクセス性がいいとはいえません。七尾市から津幡バイパスに至る国道159号線整備事業は、本町の区間が最後になりました。

安全性の向上、アクセス性（物流）の向上、災害に強い道路ネットワーク、これらのことを踏まえた上で住みやすいまちづくりに寄与するため、早期の事業計画化が望まれております。

そこで、国土交通省北陸地方整備局が、平成29年2月時点で調査区間としていた、この二口～宿間の国道159号線の整備事業化に関する進捗状況及び今後の予定について教えてください。

2点目に、スクールバス等への抗ウイルス・抗菌施工について質問いたします。

現状で、町所有の公用車やスクールバス等については、抗ウイルス・抗菌処理が施されていないと伺っております。コロナ禍で子どもたちをスクールバスで通わせている親御さんにとっては、密閉空間となるバス内での感染は心配の種であります。

県内での感染も多く報告されている中で、主に感染者が発生している加賀方面へ通勤している方も多くおられます。その方が感染すれば、御家族や濃厚接触者に連鎖する可能性もあり、第1波のときのように本町でも感染者が突発的に増えることは十分に考えられます。

民間では、列車や路線バス、観光バスなども感染症対策の一環として抗ウイルス剤を噴霧して対策を図っております。施工要領にもよるとは思うのですが、一度施工すれば数年間はその持続効果があるそうです。

感染者が発生した際に、感染拡大を低減するため、スクールバス、コミュニティバス、不特定の方が使用するような公用車等に抗ウイルス・抗菌施工をして、事前にコロナウイ

ルスの感染拡大予防を図ることが望ましいと思うのですが、いかがでしょうか。

質問は以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えします。

国道159号羽咋道路におきましては、平成20年度に鹿島バイパスから二口区までの区間6.7キロメートルにおいて事業化され、羽咋市四柳町側から順次、用地買収が行われ、今年度は四柳町から志々見町地区の区間において改良工事が行われております。

二口区内で進められている用地交渉では、一部の買収は残っておりますが、地権者との交渉を終え、秋の収穫後には仮あぜなどの整備工事、来年度以降は埋蔵文化財の試掘調査等が予定されております。

町としましては、事業区間の早期完成並びに未事業化区間である二口区から宿区までの区間の早期事業化を促進するため、国道159号羽咋道路整備促進期成同盟会を羽咋市と合同で立ち上げ、同盟会において、毎年、国土交通省や北陸地方整備局などへの要望活動を実施しております。本年は、9月1日に北陸地方整備局へ要望活動を行い、早期完成と未事業化区間の事業化を強く要望したところであります。

また、能登総合開発促進協議会や石川県町長会などを通じて要望書を提出しているほか、町議会においても要望活動を実施していただいております。

町としましては、当該路線が地域における、安全性の向上、アクセス性の向上、そして、災害に強いネットワークの形成のために必要であることを今後も強く訴え、本町区間の事業化に向けて要望を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、スクールバス等への抗ウイルス・抗菌施工についてですが、その効果について、厚生労働省に照会しましたところ、国際的な評価方法が確立されていないことから、明確な回答は得られませんでした。

一方で、民間の技術認証を得た抗ウイルス加工が普及しつつあることから、それらの効果や安全性などについて調査を行いたいと考えております。

なお、バス乗車時には、マスクの着用や会話を控えることを励行し、手指消毒液をバス内に配備しておりますほか、バス運行の委託業者により、バス内の消毒、換気を行っており、こうした感染予防を適切に継続してまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 159号線関係でありますけれども、毎年、北陸地方整備局に要望をしているということでもありますけれども、最新の北陸地方整備局や国からの回答というものが来ているのであれば、こういった回答が来ているのかを教えてくださいと思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 岩根議員の再質問にお答えをいたします。

要望に対する文書等をもっての回答というのは来ておりませんが、これまで何度も陳情してきた中で、岩根議員からさっきも御指摘あったような地域の実情ですね、安全に関する事、利便性に関する事、いろいろございます。こういったことを強く申し上げてお願いしておる中で、関係部署においてはそういったことを重々理解していただくと、現在の羽咋道路の早期完成、そして、その後の事業化ということにもよく御理解いただいております。そして、これを継続してやはり行っていくことが大切でございますので、また、皆様方の御協力というものもお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 一般質問の途中であります、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（柴田 捷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○議長（柴田 捷君） 5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より災害関連について、町長に質問をさせていただきます。

去る7月9日早朝よりの豪雨により、旧志雄町山間部に対して避難勧告が発令されました。テレビのテロップにもより、石川県全体に周知されました。

しかしながら、避難所である、さくらドームには、避難をした方がいなかったそうですが、その原因についてどのように検証したのかお聞かせください。また、避難所である、さくらドームには、このコロナ禍において何人収容可能なのかお教えてください。

以前、所司原区で行われた訓練では、会館に一時集合しましたが、問題はそれから先にあると考えます。

今後、避難勧告などが発令された場合、山間地において、独り暮らしの高齢者が多く、さくらドーム等の避難所まで避難をするのに困難であり、支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。そして、地域の現状を把握したり、避難を支援するために各集落との間で密に連絡を取り合える体制をつくっておいてはどうでしょうか。

次に、本年度版2級河川子浦川に対する洪水ハザードマップが発行されました。役場庁舎、宝達志水病院では1メートル近く浸水すると聞いております。

先日も、子浦区を対象に石川県による洪水マップの説明会がありましたが、その主な内容は、避難所や知人宅など、とにかく安全と思われる場所に避難をしてくださいというものでした。

しかしながら、どの程度の雨が降っている状況なのか、そのほかの河川等、周囲は安全なのか、いろいろな点を考慮すると、どうすれば安全に避難することができるのか、想像することすら困難に思われます。

また、そもそも洪水になる原因がどこにあるか、私なりに考えてみますと、豪雨による農業用水の氾濫、また、上流にある2基のダム、子浦川護岸の管理や河床の中州の除去も影響すると考えます。

これらへの対応がよく管理されていけば、浸水被害も低減させることが可能と考えますが、町長の御所見と対応についてお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

7月9日の大雨警報、洪水注意報の発令後、警戒レベル4相当の土砂災害警戒情報が、志雄地区山間部の原、海老坂、当ノ熊、所司原、見砂の5集落に対して発令されたため、避難勧告を発令しました。該当地域には、防災行政無線や安心ほっとメールなどで情報提供を行い、避難を促しましたが、避難者はありませんでした。

避難がなされなかった主な理由は、発令時には大雨が降っておらず、付近では災害が発

生していない、また、前兆を感じられなかったためと考えております。また、山間地で世帯数や人口が少ない一方で、高齢者が多く、緊急時に支援が必要な方を含めた避難体制が確立されていないことも理由の1つであると認識しております。

また、土砂災害警戒情報等が発令されたとしても、今回のように現地において危険性が感じられない場合もあることから、町と各集落との間で連絡を取り合い、状況について情報共有することが必要であると考えております。

そうした対応を行うために、今回の質問で御提案いただいておりますように、町と各集落の区長や防災組織の関係者が必要に応じて連絡を取り合える体制づくりと、緊急時の避難方法について集落別に相談を行いたいと考えております。

災害時に自助や共助による安全確保が適時、また、的確に実施できるよう、各集落に御協力いただき、検討や訓練を重ねながら実効性のある体制づくりに取り組みたいと考えております。

また、コロナ禍でのさくらドームの避難者収容人数は、1人当たり面積4平方メートルで246人としております。

次に、子浦川で想定される洪水についてお答えします。

農業用水であります八ヶ用水や新宮ダム及び子浦川防災ダムは、邑知潟土地改良区が維持管理を行っております。台風や豪雨時には、気象予報などにより事前にダムや水門ゲートの操作を行い、下流に流す水の量を調整することで浸水被害の低減に努められております。

また、邑知潟土地改良区が事業主体となり、今年度に新宮ダムと子浦川防災ダムで監視カメラと水位計が設置され、監視体制の強化が図られることから、さらなる防災・減災対策が期待できるものと考えております。

また、堆積土砂につきましては、二級河川を管理する県により除去が進められております。

子浦川においては、昨年度は二口地内と散田地内、今年度は役場前から吉野屋橋まで、また、新たに五千石水門から下流側と、吉野屋橋から上流側の堆積土砂除去工事が発注されております。

町としては、子浦川のみならず、ほかの二級河川においても洪水対策につながるよう、河川の適正管理について引き続き要望してまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 今回、3問のことについて質問させていただきます。

初めに、通学路の踏切の拡幅工事について質問いたします。

町道堂田上田線において、歩道拡幅が行われていますが、JR七尾線の上田出踏切は町道よりも狭小なため、自動車と自動車とのすれ違いに危険があると考えます。この道路は通学路に指定されており、踏切の拡幅による歩道設置が行われれば安全な通行が確保されることが考えます。また、小川の博多踏切についても同様です。安全で住みよいまちづくりには、交通安全対策は必須であります。車両や歩行者が自ら注意して安全な行動を行うことは当然ですが、ハードの整備も重要です。歩道拡幅工事の効果を生かすためにも、踏切の拡幅が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、コロナ禍における、保育所、小・中学校の水道の蛇口の安全対策について質問いたします。

コロナ対策のため、小まめな手洗いが励行されています。保育所や学校の水道の蛇口に多いと思われる回転式は、手洗い後にも栓に触れることになりませんが、これをレバーやプッシュ式自動水栓の蛇口に変えることで、感染リスクを低減させることが可能と考えます。コロナ対策として、全国の学校等でこうした取組が進められています。

先ほど交通安全について自発的な注意とともに、ハード設備が重要であると申し上げましたが、これが感染症でも同様に、感染予防につなげるために幅広く施設設備の改良を行っていくことが必要です。新たな日常を取り入れ、進めていくことは、これまでの日常について注意深く見直し、いろいろな点での改善を進めていくことが大切と考えます。

一方で、自発的な意見が求められるとはいえ、特に子どもに対しては、ソフト・ハードの両面の改善や丁寧な指導により十分な対応行動に導いてあげることが大切です。その1つとして、保育所、学校の蛇口の交換を提案しますが、お考えはいかがでしょうか。

最後に、避難所としての集落会館、学校のトイレについて質問いたします。

集落会館は、避難所として、また、いろいろな会議や行事にも使われる重要な場所になっており、そのための環境整備が必要です。その1つとして、エアコンの設備が進められますが、トイレの増設についても補助を行えないのでしょうか。

また、相見小学校のトイレ改修が行われますが、避難所になればいろいろな方の使用があり得ることから、この際、バリアフリーの検討をしてはいかがでしょうか。

以上、3問について質問させていただきます。ありがとうございます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

町道堂田上田線におきましては、歩道新設工事を実施しています。上田出踏切の拡幅については、集落からの要望も踏まえ、将来的に検討したいと考えております。

また、小川の博多踏切についても狭小であることを認識しておりますが、拡幅には多額の費用が必要と考えられます。実施に際しては、踏切の危険性や事故等の状況調査並びに予算の確保についても考慮した上で、関係機関と協議を行いながら、慎重に進めることが必要であると考えておりますので御了承願います。

次に、水道蛇口の自動化や片手対応の改修についてですが、新型コロナウイルスをはじめ、感染症等の予防の観点から衛生管理のために重要であると考えます。

まず、保育所での対応状況ですが、南部保育所と相見保育所では自動水栓化や片手対応のレバー式及びプッシュ式となっています。また、北大海第一保育所と中央保育所では、これから実施する大規模改修で、水道蛇口の自動水栓化及び片手対応レバー式に改修する予定としております。

小・中学校での水道蛇口の改修については、使用頻度の高いトイレ、ランチルーム、廊下等の手洗い場の回転式蛇口を優先的に自動水栓化及びプッシュ式タイプのものに取り換えていきたいと考えております。

次に、集落会館のトイレについてですが、集落会館は身近な避難所でありますので、トイレの増設要望があれば、町コミュニティ施設補助金交付対象として取り扱っていききたいと考えております。

なお、災害時において、地区会館が避難所となった場合には、必要に応じて災害用簡易組立てトイレを設置し、対応したいと考えております。

次に、小学校のトイレ改修のバリアフリー化についてですが、今般の工事は相見小学校において洋式化と悪臭対策のために実施するものであります。既存のトイレをバリアフリー化すると便器の設置数が減少することから、今般の改修工事におけるバリアフリー化は困難であると考えておりますので御了承願います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 質問の許可を頂きましたので、3点について質問させていただきます。

まずは、各集会所AED設置についてお尋ねします。

区の総会や孤立しがちな独り暮らしの高齢者、家族を介護する住民に外出を促し、ストレス解消のために集まる憩いの場として、各集会所の利用機会が多く見られます。利用機会が多くなると、その分、体調不良の場面に遭遇する頻度も増える可能性があります。一般に普及しつつあるAEDも設置していない集落には高額なものであります。

そこで、少しでも助成金制度などの導入を検討してはいかがでしょうか。

次に、投票所のバリアフリー化とコロナ対応についてお尋ねします。

選挙は、有権者が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映することのできる最大の、かつ基本的な機会です。我が町でも高齢化が進み、2020年7月現在で、65歳以上の割合が38.2%となる中、バリアフリー化は、投票機会の確保という観点からも極めて重要と思われまます。投票率向上のため、取組が必要だと思ひます。本町の投票所でバリアフリー化になっている会場はあるのか。加えて、新型コロナウイルス感染症防止対策を検討しておられるのかお聞きします。

最後に、県道消雪路線の状態についてお尋ねします。

町内には県が管理する一般国道249号のほか、数路線ありますが、主要県道で消雪管が自噴して車道面に水がたまっただまになったり、散水量が少なくて機能していない箇所があると聞きます。町民の大事な生活道路であります。

昨年度は暖冬で生活には影響ありませんでしたが、今後は、機能していない箇所の調査、対応が急務と考えます。個人的な感覚では、本町は他地域より整備が不足しているように感じます。

県にあらゆる機会を通じて、さらに強い要望が必要と考えますが、いかがでしょうか。今後、県へどのような対応をなされる予定かお尋ねします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

集落の集会施設は、会議や趣味サークル、サロン活動、地域交流、レクリエーション等

の場として、また、地域防災、地域福祉など、多岐にわたる目的のために利用されております。

このような中、安全配慮からAEDを設置する要望があれば補助を行う方向で検討したいと考えております。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 2番 勝二議員の質問にお答えいたします。

県が管理する消雪路線につきましては、散水量が少ない箇所、また、自噴している箇所など、不具合な箇所があることは承知しております。

昨年度は暖冬であったことから、現場の状況については把握はしておりませんが、平成30年豪雪のときには不具合の箇所について、町より県に対し状況を報告しております。

県からは、地域の実情を踏まえ、補修の必要性、緊急性を考慮して順次、対応していると伺っております。

町といたしましては、今後も県に対し、消雪路線の早期補修を含めた生活道路の適正な維持管理について、引き続き強く要望してまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 参事兼総務課長 村井仁志君。

〔参事兼総務課長 村井仁志君 登壇〕

○参事兼総務課長（村井仁志君） 2番 勝二議員の御質問にお答えいたします。

投票所について、まず、バリアフリー化の御質問であります。選挙における投票所の場所については、選挙の都度、選挙管理委員会により決定しているところでございます。

直近の昨年7月に執行された参議院議員通常選挙において使用された10カ所の投票所のうち、入り口に段差があるなど、バリアフリー化がされていない施設が4カ所ございます。

こうした施設においては、簡易スロープの設置や事務従事者による人的介助などの方法により、足の不自由な方などでも投票できるよう、環境の向上に努めているところでございます。このほか、全ての投票所において、車椅子や拡大鏡を設置するなど、投票環境の整備に努めており、投票所の環境により投票機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、投票所内における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、総務省及び石川県選挙管理委員会からは、選挙事務従事者や投票に訪れた方に対し、マスクの着用や手洗いなどを徹底することを呼びかけるとともに、投票所においては、換気やアルコール消毒液の設置など、必要な対策を講じるよう通知がありました。

これを受けまして、今後執行される選挙においては、事務従事者等のマスク着用の徹底や受付にビニール障壁を設置するなど、投票に訪れた方が安心して投票できるよう、感染対策に十分配慮した環境整備を行ってまいりたいと考えております。

また、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、できるだけ多くの方に投票していただくことが望ましいものと考えておりますが、一方で、投票当日、投票所に訪れる方が集中することにより、感染リスクが高まることも懸念されることから、期日前投票の積極的な利用を呼びかけるなど、混雑対策にも十分留意してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、コロナ禍の下での宝達志水町の福祉、教育、経済活動について4つの質問をいたします。

まず、コロナ禍の下での学校教育の問題、密を避けて、安心して学習教育ができる環境づくりについてお聞きいたします。

まず、3カ月に及ぶ一斉休校が及ぼした宝達志水町の子どもたちと保護者への影響についての現状認識を、学校教育課及び教育長に、その認識をお聞きいたします。

この最初の質問は、日本共産党の宝達志水町支部の党員が、小・中学校の知り合いの教職員の方々、この町だけとは言いませんが、教職員の方々やPTAの方々に個別にお聞きした中身と全国の教職員団体が行ったアンケート調査の結果に基づいてお聞きするものであります。

まず、学校の休校中に子どもたちが外を出歩くと大人に怒られるということはないのかどうか。また、そのために、自宅に軟禁状態になり、運動不足となり、スマホやゲームに依存する子が増えなかったかどうかお聞きいたします。

また、休校中は学校給食が食べられなくなったため、文字どおり食べるのに困る子が増えなかったのかどうかお聞きします。

また、児童虐待の問題です。保育所や学校からの通告が減って、家庭内での児童虐待が

どうなったのかもお聞きいたします。

また、学校再開後は、夏休みの大幅な短縮など、授業漬けの日々が子どもたちを苦しめていませんか、お聞きいたします。

この問題の最後に、一斉休校により教育の格差が深刻になっているのではないのでしょうか。

以上5点、一斉休校が及ぼした子どもたちへの影響についてお聞きします。

次にお聞きします。政府の教育の専門家会議が全国一斉休校を支持したことは一度もありません。むしろ、子どもたちは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていないという認識でありました。

文部科学省が5月1日にまとめた有識者懇談会の提言には、学校休校という状態が長期間続けば、子どもの学びの保障や心身の健康などに関して深刻な問題が生じると警告しています。そして、結論として、子どもに関する限り、新型コロナウイルスが直接もたらす影響よりも、新型コロナウイルス関連健康被害のほうがはるかに大きくなると結論づけています。

今年2月27日の安倍首相が行った全国一斉休校は、文科省も政府専門家会議も知るよしもないものでありました。文科省では、2月25日に実際、休校は個々の学校で感染者が出た場合に行うことを原則とする趣旨の事務連絡を出していました。ここにも届いているはずですが、ところが、文科省は、2月27日には、先ほど言いました安倍首相の全国学校一斉休校という呼びかけに追従してしまいました。学校一斉休校に進んだ自治体の教育委員会の責任は重いと思います。

この宝達志水町では、教育委員会の責任というよりも決定を直接下した町長の責任が重いものがあると私は考えています。この問題は、町長にお答えいただきたいのですが、子どもたちの健康と安全が本当に第一で、町長は一斉休校を選択したと思います。本当にそうお考えならば、学校教職員のPCR検査の徹底が重要だと考えますが、いかがですか。

今、学校をソーシャルディスタンスを守り、最大限に安全な場所にするために、20人以下の学級が求められると考えます。町執行部の皆さんに提出した文科省作成のA3判の資料を御覧ください。教育長、いかがでしょうか。

この問題の最後にお聞きしますが、新型コロナウイルスが日本経済に打撃を与え、仕事を失ったり、収入が大きく減ったりした人を多数生んでいます。苦しい家庭が増えて、それが子どもの教育に反映しています。そうした事態にきめ細かく対応して、全ての子ども

を一人一人丁寧に見てあげられるようにすることが不可欠だと考えます。そのためには、1クラス20人以下の少人数学級が求められていると考えます。

宝達志水町の小・中学校に通うお子さんたちの親の方々が、切実に求めている施策であり、法律上も財政上も宝達志水町では、それは可能です。町長は、町民の願いに応えるお考えはおありですか、お聞きいたします。

次に、2021年からの第8期の介護事業計画づくりなど、コロナ禍の下での介護保険事業サービスについてお聞きいたします。

厚生労働省は、今年7月27日、2021年度以降の介護保険基本計画指針案を社会保障審議会・介護保険部会に提出しました。

私は、この指針案を読んで驚いたのですが、介護報酬を切下げ続けたために、介護事業者が経営難に陥ったり人手不足を招いているのに、そこへの反省のないまま、介護人材の確保ができなくなっている原因を少子高齢化の責任にしていることであります。しかも、それを業務の効率化で乗り切れと言っております。厚労省の基本指針案を受けた社会保障推進協議会、介護保険部会の会員で日本医師会の方から、やりがいの感じる職場環境や職員を大事にする事業所づくりが人材確保に重要と指摘される一幕がありました。

また、国はこの間、介護給付抑制のためにボランティアなどを介護サービスの担い手として位置づけてきましたが、しかし、実際にはボランティアの担い手は、それほど集まっています。厚労省の指針は、それでもボランティアの確保のために地域医療介護総合確保基金をボランティア活動へのポイント付与事業などに使うように求めています。その基金は、現在、医療、介護の施設整備や人材確保に充てられており、ボランティア確保に使えば他の部分にしわ寄せが来ます。

認知症の人と家族の会常任理事の花俣ふみ代さんという方は、「介護は専門的な職業であり、ボランティアで代替できる職業ではない」と指摘しています。

また、2021年度から要支援に加え、要介護1、要介護2の方のサービスも市町村の判断で総合事業を利用できるようにしている問題があります。つまり、介護保険料を納めさせておいて、介護保険給付から加入者の6割の方々を介護保険給付から外そう、そういうことが狙われています。第8期の町の介護保険事業計画の策定が大きな注目を浴びざるを得ない状況であります。

そこでお聞きしますが、計画策定するに当たり、介護保険利用者や家族、町民からの意見をどのような手段で集約するのか。意見や要望は公にされるのかどうか。その意見や要

望はどのように次の計画づくりに反映されるのか。第8期の介護保険計画策定の委員会への町民の傍聴は可能なのかどうかをお聞きいたします。

次に、コロナ禍の下での介護サービスを提供する事業所の介護時間の特例というのがありました。これについてお聞きしますが、どのような中身か。また、この特例を利用するには条件は何かを、まずお聞きいたします。

確かに、新型コロナウイルスの影響の下、介護サービスを利用する人が少なくなった介護事業所もあります。しかし、なぜ介護利用者が新型コロナウイルスの感染の責任を負わせられるのかのように、これまでと同じ介護サービスを受けながら、介護下の下だといった利用料金を高く支払わされる。利用者と事業者の信頼を断つような、こんな制度はあるべきではありません。

しかし、制度としてある以上、その矛盾はどちらかがかぶるのではなく、町がかぶるべきです。こうしたものの解決こそ、新型コロナ地方創生交付金の支出で解決すべきものだと考えますが、町長はいかがお考えでしょう。

次にお聞きするのは、新型コロナウイルスから医療・介護・保育などの現場で働く町民の方々や利用者の方々を守るためのPCR検査の充実についてであります。

先々月、新型コロナウイルスの検査の利用率が世界で159番目という低い状況だった日本について、世界中から多くの批判がずっと寄せられています。先月の8月18日にもイギリスの医師会発行のBMJという雑誌は社説で、日本政府の新型コロナウイルス対応の問題点を分析して「対策の変更がない場合、医療機関が危機に瀕し、多数の犠牲者を生む」、こう警告しています。

PCR検査の利用については、多くの研究者や国民の運動で大きく今、変わりつつある状況であります。こういう状況を受けて、全国知事会、市長会、町長会、そして、日本医師会なども動き出しています。その中で、8月21日には、全国知事会の会長が、加藤厚労大臣とテレビ会議で意見を交わしておりました。加藤厚労大臣は、感染者が確認されていない場合でも、国が費用を負担するPCR検査を自治体が高齢者施設などで積極的に行うことができるとの見解を示しておりましたが、それはあくまでも感染者がその地域に、その場所に出た場合です。

しかし、これまでは石川県には1カ所しかなかった帰国者・接触者外来の保健所だけが、その保健所だけが必要と判断した狭い枠内でしかPCR検査がされなかったのが、その帰国者・感染者外来の施設も増えて、今度は開業医が必要と判断した場合、検査ができるよ

うになりました。行政検査に加えて、治療目的の検査が広く認められるようになってきています。そして、それに加えて今は、その枠も超えて県内でも加賀市のように、社会的検査をする、発症していなくてもやる、そういうことができるように検査の対象が大きく広がっています。

病院や診療所などの医療機関や介護や福祉関連施設、学校などのPCR検査がなぜ重要なのかといいますと、この間、病院、診療所、介護施設、障害福祉施設などの集団感染が全国で発生し、感染急増をもたらす重要な要因になっているからであります。そして、これらの医療機関や施設を利用する高齢者や有病者、病気を持っている方、障害者の感染は命の危険に直結するからであります。

実際に、県内を見ても明らかです。また、金沢の例を紹介いたしますが、面会制限をしていた高齢者施設から骨折の手術のために病院に行った高齢者が、実は新型コロナウイルスに感染したことが分かり、原因究明に乗り出したけれども、感染経路はまだ不明となっています。

こうした集団感染を未然に防ぎ、重症化・死亡のリスクを回避するため、医療機関や介護施設、福祉施設に保育所、学校などに勤務する職員と出入り業者を含む関係者全員に定期的な検査をすぐに行う必要があります。検査拡充の流れが地方から始まっています。東京都の世田谷区や千代田区、千葉県の松戸市、長崎県の長崎市、石川県の加賀市など、どんどん広まっています。エピセンターになっていない地域でも、自治体独自の市民、町民の命を守る検査拡充の取組が始まっています。この流れは、国の予算措置という流れにもなっていくでしょう。全国知事会でも、それを求めています。

しかし、国の予算措置を待たないでも、宝達志水町での検査を行う予算が十分にありません。病院、診療所、介護等の福祉関連施設や学校などで利用者の命を守る検査ができない理由は何なのか。何が問題になっているのかお答えください。

次に、PCR検査で陽性と判定された方を隔離し、保護する施設についてお聞きします。

石川県では、基本的にこの検査の陽性者は一旦病院に入院することになっています。しかし、Go Toトラベルで多くの都会のナンバーをつけた車などが能登にも来ています。能登地域での感染者の病床の確保の少なさは、南加賀や石川中央の状況と大きく違います。秋から冬にかけて外見上は新型コロナウイルスと同じ症状のインフルエンザが流行したときに、PCR検査が多くやられるでしょう。その結果、インフルエンザだけでなく新型コロナウイルスにも感染した方も見つけられるでしょう。能登地域では、新型コロナ陽性者

の入院病床の少なさのため、病院での経過観察期間を経た上での症状の軽い方の宿泊療養施設の確保が、もちろん医療スタッフなどの配置も必要だと考えます。県にも要請するおつもりはあるかどうかお答えください。

最後に、コロナ禍の下での小零細建設関連業者の仕事の確保についてお聞きます。

消費税の10%への増税の上に、新型コロナウイルス感染症が日本経済の上に覆いかぶさるようにして景気の悪化が続いています。深刻な消費不況であります。そのため、内装屋さんや外装屋さん、大工さんなど、小零細の建設関連業種の方々にとっては、仕事の受注が大きく減り続けているのは御承知のとおりであります。同じように、家の少しの傷みを気にしつつ、改修を我慢している町民の方々とを結びつけるのが、御紹介した住宅リフォーム助成制度であります。

内灘町では、コロナ禍の下でもそういう業者の方々に仕事が直接入ってくるといって喜ばれている制度であります。この制度は、町民の方が50万円以上の住宅のリフォームをするために町内の業者に頼むと2割、最高20万円の助成を受けることができるという制度であります。内灘町長が提案理由説明で「コロナ禍の下でも町民の消費を喚起する」、そういってつくった制度が、業者からも町民からも喜ばれています。内灘町では、この制度のために6月の段階で1,000万円の予算をつけたそうですが、1カ月もかからないうで予算を使い切ってしまう、7月に新たに予算を増やしたそうであります。これまでに72件のお宅の住宅リフォームが行われました。この制度の予算は、国から地方へ交付された新型コロナウイルス感染症地方創生交付金です。

宝達志水町にも4億円弱交付されております。担当課にお聞きますが、私が内灘町に、この制度についての詳細を聞きに上がったときに、行政の方も聞いていかれましたよと言われていましたので、聞いてこられたと思いますが、どのような制度かを、まず、担当課にお聞きます。

そして、コロナ禍の下での自営業の皆さんの売上げは大変な状況が予想されます。町では、対前年度比、同月比でそれぞれの業種の方々の売上げはどうなっているかをつかんでおられますか。つかんでおられたならお聞きます。

新型コロナ関連の予算編成は、コロナ独自の直接の予算とコロナによって悪影響を受けたところへの予算措置という面があると思いますが、コロナによって悪影響を受けたところへの補正予算がつけられているのでしょうか、お聞きます。

最後に、小零細建設関連業種の経営支援に住宅リフォーム助成制度が有効だと考えます

が、実施の御意思おありですか、町長に最後に質問して一般質問を終わります。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

小・中学校における20人以下学級の設置につきましては、前回の6月定例会においてもお答えいたしました。町として実施を考えておりませんので御了承願います。

次に、コロナ禍での介護サービスにおける特例については、町内でも実施され、利用料にも影響しております。この特例報酬の適用は、介護支援専門員との連携やサービス事業者と利用者の同意の上で実施されており、現在のところ、特例への公費負担は考えておりませんが、コロナ禍は長期化しており、今後の情勢を見て、在宅介護者等への支援を検討したいと考えております。

次に、PCR検査に関する御質問についてですが、日常的な感染予防により町内では感染が多発しておりませんので、町として独自に行政検査以外のPCR検査を定期的を実施する段階ではないと考えております。

なお、クラスターの発生等の場合は、県と連携し、適切に対応してまいります。

また、近隣での保護施設については、県において病床が216床、宿泊療養施設が340人分確保されており、9月6日時点での使用率がそれぞれ50.5%、21.2%であることから、十分に確保されていると考えられますので、町として設置を検討する段階ではないと考えております。

次に、小零細建設関連業に対する支援のための住宅リフォーム助成制度についてですが、住宅リフォームの支援について、本町では住宅耐震改修工事費等補助金のほか、マイホーム取得奨励金、在宅支援型住宅リフォーム推進事業など、住宅に関する助成制度を既に実施しており、現在のところ、実施は予定しておりません。

なお、コロナ禍における支援事業としまして、11月から実施予定のプレミアム付商品券は、商工会会員であって、登録を行えば建設関連事業者も利用可能であるほか、町ポイントカード会に加盟すればポイント10倍キャンペーン等の対象となることから、建設関連事業者の早期加入について働きかけていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 11番 小島議員さんの質問にお答えします。

まずは、一斉休校における児童生徒及び保護者への影響等についてお答えします。

休校中に出歩いた児童生徒が大人に怒られたことにつきましては1件報告がございました。小学生1名が自宅周辺を歩いていると、近所の男性から「何で歩いているんだ」と言われたというものでした。

次に、スマホやゲームに依存する児童生徒は今のところ確認されておりません。

3つ目の食べることに困る児童生徒についてはおりませんでした。

次に、家庭内の虐待に関する報告もございません。また、潜在化していないかとのことですが、各校では、児童生徒のアンケートの実施及び個人の聞き取り、場合によってはスクールカウンセラーによる面談を行うなど、子どもたちの小さな変化を見逃すことのないよう、アンテナを高くし、組織的な指導をするよう声をかけております。

次に、授業漬けの日々が児童生徒を苦しませていないかということでございますが、各校からは、この件に関する心配事等は上がっておりません。逆に、例年出されていた宿題が、この夏はほとんどなかったことで苦しさを感ぜない、友達と会えることが楽しいと答える児童生徒がいることのほうがよく聞かれております。

また、教育格差についてでございますが、各校において課題となっております。学校再開後、家庭学習や休校中のDVD学習内容についても、全て最初から授業のやり直しを行っております。

不登校数についてですが、不登校の児童生徒数は増えてはおりません。学校再開後は、小学校において、登校渋りをする児童がおりましたが、話を聞いたり保健室で休ませたりした対応を取った結果、現在は登校しております。また、以前、不登校であった児童が、再登校できた子もおります。中学校においては、この8月18日からの授業再開で、不登校であった生徒が、登校に向けて少しずつ頑張っているとの報告もございます。

次に、2つ目の質問でございます。教職員のPCR検査の徹底についてであります。保健所の指導において、検査が必要とされた教職員に対して検査が徹底されるよう努めております。

なお、教職員及び児童生徒には、発熱等、体調に不安のあるときは、出勤や登校を控え、病院で診察を受ける、また、保健所に助言を求めるよう指導しております。

最後に、20人以下学級についてお答えいたします。

石川県教育委員会から出している通知においては、追加修正が繰り返されております。最新版は9月4日付で出された「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理ガイドライン」でございます。

先ほど小島議員様から提示されました、これは今のところ、9月6日のものには、もうこれが数値が変わってきております。これでいきますと、レベル2・3地区となっているのがレベル3地区、下の部分がレベル1・2地区となって変化しております。

そのガイドラインには、「教室内における生徒同士の間隔は、本県の感染状況を踏まえ、現段階では1メートルを目安に最大限の間隔が取れるよう座席を配置する」「座席配置に留意することにより、普通教室においては生徒40人程度で授業してよい」とあります。

本町においては、児童生徒の座席の間隔を1メートル空けるとともに、可能な限り換気をしております。また、以前にもお話しいたしましたが、本町の学級は少人数学級であるとともに、教科によっては教室を2つに分け、複数教員による少人数指導も行っております。

以上のことを鑑み、現段階では20人以下学級の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、第8期介護保険事業計画についてであります。

第8期介護保険事業計画は、令和3年度から5年度までの3年間の介護サービスなどの推計、介護保険料の設定及び実施していく施策を定めた計画であります。

第8期介護保険事業計画を策定するに当たり、利用者や町民からの意見や要望の集約のため、要介護者及びその家族には在宅介護実態調査、65歳以上の高齢者には、抽出であります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行い、意見や要望を把握しています。

調査結果につきましては、介護保険事業計画を審議する町介護保険事業計画等策定委員会で報告し、審議をしていただくこととしております。その会議録及び会議資料は、町ホームページで公開、また、計画案につきましてもホームページで周知するとともに、意見の募集（パブリックコメント）を取ることを予定しております。

調査結果から見えた地域の課題などは、策定委員会委員の意見を頂きながら、計画に盛り込んでいくこととしております。

委員会の傍聴につきましては、策定員会設置要綱での記載はありませんが、特定の事業者名などが会議に出され、具体的な話し合いがされることから、後日ホームページで掲載する議事録及び会議資料を御覧いただければと存じます。

次に、国から通知された新型コロナウイルス感染症禍でのサービス提供時間による算定の特例についてであります。 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」が、令和2年6月1日、厚生労働省からサービス事業所などに通知されています。

その内容は、訪問介護及び訪問看護につきましては、感染リスクを下げるため、訪問時間が短時間になった場合でも標準的な時間で報酬を算定できる。通所系サービスにつきましても、同じく短時間になった場合でも標準的な時間で報酬を算定できる。また、本来の報酬区分の2段階上位の基本報酬を算定できるなどであります。

なお、利用するには、介護支援専門員と連携し、利用者の同意を得ることが条件となっております。

町内には、デイサービス事業所は6カ所、訪問介護事業所は1カ所ありまして、1カ所のデイサービス事業所を除き、特例を算定しております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 健康づくり推進室長 高木栄子君。

〔健康づくり推進室長 高木栄子君 登壇〕

○健康づくり推進室長（高木栄子君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、PCR検査についてであります。令和2年8月7日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、都道府県、保健所設置市、特別区宛てに「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査等の検査体制の更なる強化について」の事務連絡がありました。その中で「自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的に検査を検討していただきたい」と明記されておりますが、判断できる自治体は、都道府県、保健所設置市、特別区であり、本町独自で行政検査の判断はできないことになっております。

石川県は、この事務連絡に基づき、次のような対策方針を立て、実行しております。特定の地域や集団においてクラスター連鎖が生じやすいと考えられる場合は、個々の接触が確認されなくても幅広くPCR検査を実施しています。医療機関や高齢者、障害者施設など、重症化のリスクが高い集団で感染が確認された場合は、検査対象範囲を濃厚接触者に

限らず接触者まで拡大しております。また、県は1日当たりの検査能力を最大1,500件に拡充するため、9月7日に県医師会と行政検査の委託を受ける集合契約を結びました。このことにより、町民も地域を問わずに身近な医療機関で検査を受けられるようになります。

次に、2番目の質問ですが、医療や介護、保育の現場で働く人たちが、自分が感染源に絶対なりたくないという強い願いを持って働いておられることは十分承知しております。

町では、町内事業所を有する介護・障害などの福祉事業者、医療事業者の支援のため、新型コロナウイルス感染症対策助成金制度を設け、感染症予防用具などの助成を実施いたしました。また、町内の保育所に対しましても、感染症予防用品の購入経費を予算化し、町行政において対応しております。医療・介護・保育の従事者、それぞれの利用者を守ることで、必要なことはこれからも県の指示の下、実行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

内灘町の住宅リフォーム助成制度について確認したところ、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を抑制し、経済の活性化及び消費喚起並びに住宅環境の向上を目的として、つくられた制度であると伺っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 財政課長 金田成人君。

〔財政課長 金田成人君 登壇〕

○財政課長（金田成人君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

コロナに関連する予算編成についてですが、今回の一般会計補正予算では、歳出総額2億3,381万円ありますが、このうち人件費の更正による減額が8,000万円以上あることから、実際には3億円以上の歳出を追加計上したところであります。

このうち、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充当しているものは2億1,256万3,000円であります。

商工業者に対する支援として、商工会が発行するプレミアム商品券の補助に8,346万円を、町内中小企業を対象とした2回目の地域づくり緊急支援給付金に2,040万円を充当したほか、医療・介護事業者に対する支援として感染症対策給付金に178万円を、農林漁業者に対する支援として経営継続支援金に1,056万円を充当し、コロナ禍で影響を受けてい

る業種に対し、その支援に要する経費を計上したものであります。

これらにより、今回の補正予算では町内業者に対する支援として、合計1億2,500万円を計上しているところであり、4月以降、今回の9月補正予算までを合わせると、合計で約2億6,000万円となり、国から示された交付限度額の7割近くを町内業者の支援のために充てているところであります。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 企画振興課長 安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍におけます商工業の業種ごとの対前年度比についての御質問でございますが、全ての商工業者の売上額の把握は困難でございまして、業種ごとの対前年度比は把握はしておりません。

一部、把握可能な商業・サービス業の状況では、本年1月から4月の売上げが前年比75%まで落ち込んでいたところ、ポイント10倍キャンペーンによりまして、5月から6月の売上げは前年比140%の効果を上げたところでございます。

宝達志水町商工会の状況把握によりますと、先ほどの商業・サービス業の事例のほか、建設業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資材の納入が遅れたことにより、工事全体に遅れが生じた。また、製造業では、大手企業の工場で運行停止となったことで、さらに状況が悪化したなどの状況が報告されております。

また、町のほうで実施しております地域づくり緊急支援給付金、これは前年同月比の売上げが30%以上落ち込んだ事業者を対象に、個人10万円、法人20万円を限度に支給する制度でございますが、この申請状況からも、あらゆる業種で売上げの落ち込みが見られるところでございます。ちなみに、8月31日までの申請件数は、個人155件、法人101件、合計256件となっております。

これらの状況を踏まえまして、町では、コロナ禍による事業者への影響は、今後も続くと思込まれることから、今回の補正予算に町内の消費を切れ目なく下支えするためのプレミアム付商品券の発行や地域づくり給付金の第2弾、また、相当の事業資金が必要な事業者支援のための利子補給金の支給に要する経費などを新たに盛り込んだところでございます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再質問いたします。

最初の学校の問題ですけれども、いろいろと全国的に問題になっているところをお聞きした先生、教職員の方々にお聞きしたこととちょっとギャップがあるものですから、えっというふうな思いであるんですが、これはどういう調査をされたのかお聞きしたいのと、それとあと、先ほどスクールカウンセラー、いろいろと子どもたちの意見を聞いておられると言われたんですけれども、このスクールカウンセラー、今、常時おられるわけですか。

この2つをお聞きしたいのと、それとあと、先ほどレベル1・2のクラスの問題で、それは9月6日に変わっているよということ言われて、ああ、そうなんだと思ったんですけれども、根本的に、先ほど町長がどなたかの質問に答えて、避難所の場合は4平米、1人取っているとされていていましたね。学校では1メートル四方ですから、1平米しか取らなくていいと、1メートル、1メートル、もっとかな、2か3なのかもしれませんけれども、ちょっとその矛盾があって、今、実は最初の初期の新型コロナの病状は、本当に子どもたちは少なくてよかったんですけれども、コロナもどんどん変わってきますね。形をどんどん変えてきているみたいですよ。今では、川崎病とって、血管の病気ですよ。血管の病気になるような、そんな症状も新型コロナウイルスの感染症として表れている、子どもにですよ。ですから、災害の避難のための4というふうなことを町長言われるにあつて、やはり子どもらにも安心して、親御さんを安心させるためにも、やはりそれだけのスペースで取っていく必要があるなと思っています。そこをどうお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思っています。

それと、介護保険事業、新しく先ほど言われた、今回の介護保険、第8期の2021年からの介護保険の計画の策定というのは、すごく注目を浴びているんですよ。それで、介護保険が始まったときには、この策定委員会の傍聴は可能やったんです。私もしているんです。いろいろな人しています。近所の人もしていました。「あんた、来たんやね」という話していましたから、なぜ、いつ、これ計画書だけ見て、はい、あとはそれで納得せえというふうになったのか、傍聴できないようになったのか、傍聴させていいでしょう、みんなで考えたらいいんですから。それ、いつからそうなったのか、これちょっと。それと、傍聴の検討というのも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう、必要性、今回の8期の注目度との関係で、そう思うんですけれども、いかがでし

ようか。

それと、先ほど町長が、今後、状況を見て介護サービスの特例についてちょっと考えていかなければなというふうなことを言われておったんですけども、変ですよ。コロナやということで、介護されている人が2時間来たら、2時間じゃなくて、4時間、6時間来てもいいですよ、来たことにしてもいいですよ、そういう特例なんです。そのお金、誰が出すのかといたら、介護受けている人が出すんです。しかも、それでできるかどうかというのは、介護事業所と介護を受けている人が、それでいいですよとしないと駄目なんです。これは断れませんよね。介護事業所に世話になっている人が言われて、拒否しますよということと言えんのです。そういう声が届いているもので、そういう意味では、やはり早く検討していただいて、国はそういうふうに2時間よりも6時間来たほうがたくさん介護報酬入りますから、事業所に、赤字になっているところもありますし、大分大幅に収入を減らしているところもあるんですけども、そのためにというのを出したんです。結局、負担は誰がするかといたら介護を受けている人が出すことになるんで、これはちょっと大きな問題なんですよ。じゃ、どうするかというと、先ほど言いましたように、コロナのための交付金が来ておるんですよ。それで賄えばいいんだろなというような思いなんです。

早く、今後、状況を見てと言われましたけれども、もう状況がそんな状況なので、ぜひ考えていただいて、どういうふうな状況になったら考えるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、PCR検査ですけども、町長は今はそんなクラスターも発生していないし、今はそんな段階じゃないと言われましたけれども、対10万人という比率で見ると、こっち、感染者見ると、全国1位はやはり東京なんです。全国2位はどこかというと石川県なんです。ちょっとそこで、3位が沖縄県でしたかね、昨日の段階で調べたんですけども。石川県というのはそういう感染者が全国的にたくさんおられる、対10万人でいうと比率は高いんですよ。

そんなところなものですから、その中で、能登ではうちが一番多いでしょう。別に町長の責任というとりわけじゃないんですよ。うちが多いんですよ。いろいろな病院とか施設の関係で、そうなった人がたまたまおられただけでね、ですから、もうそんな、今はそんな検査する段階じゃなくて、この平穏なときに検査して、検査の目的は無症状の人、探して、隔離と言ったら怒られますが、保護することなんです。何にもこの検査、何にも症状

がなく、熱も出ないわという人もいます。おいしい、たくさん何でも食べられるというのがたくさんありますから、そういう人らがどんどんその辺中行って、菌をまき散らしてくるので、今のうちに早く、せめて先ほど言いましたように全国的にはやったところ、医療機関、福祉関係、障害者施設、ここの職員の方々にどんとやっていく。これ大体2万円から3万円かかるそうです、私費でやるとね。でも、これは恐らく国が出さざるを得んようになってきます、流れとして。

そして、ある方が調べたところによると、宝達志水町内で福祉関係とか医療関係、保育関係に勤めておられる人、何人おられるかといったら500人というふうに言われました。500人で3万円でも1,500万円ですよ。先ほど言いましたように、4億円近くのコロな交付金というのが来ておるわけでしょう。そこに使っても、私は罰が当たらないと思うんです。大事なことだと思うんです。2回、3回とやる必要が、今だからこそあるんです。そして、無症状者を探す。そして、隔離じゃなくて保護する。早く治療する。そういうことについていただければなと思います。

それと、もう一つは、そこの決意について言いますと、その必要性というのを認識改めていただけんかなと思うんですよ。それと、最後に言いました、小零細建設業者の方々です。耐震のための補助とかマイホーム資金とか、在宅支援型がどうのこうのと、確かにあるんですよ。内灘町でもあるんですよ。どこにもあるんです。やっていないところないです。でも、先ほど地域整備課長がちゃんと調べてこられて、話しされたように、やはりコロナ禍の中で業者の大変な状況を救おう、しかも、その財源はコロナ交付金で救おう、ここなんですよ。

企画振興課長が、商業とサービス業は把握しているけれども、あとは把握しておられないと言っておられましたけれども、やはりそこなんです。把握していないから何かをしようという気持ちにならない。把握すればやらざるを得んようになってくるんです。聞いて回ってもいいんですよ。たくさんの人らが、やはり建設関連業種の人がたくさんおいでるんです。一人親方の方とか家族でやっておられる方、たくさんおいでるんです。そこにはちょっと手を当てていく。256の支援金が出ておるんですから、もうその人らがもっと仕事をして生き生きできるように、生き生きというか、このコロナでその仕事を辞めないようにやっていく必要があるんじゃないかと、この状況だからです。あれがあるから、これをしなくていいという問題じゃないと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の再質問にお答えをいたします。

まず、20人学級と、そして、現在の教室の使い方、教室での人数の考え方、こういったことに関する御質問ですけれども、先ほど教育長から答弁ありましたとおりに、そもそも我が町の学校においては、ほとんどが少人数というか20人以下の学校、クラスが多いわけですし、一部超えるところもありますけれども、必要な対応はとっておくと、御報告したとおりでございます。

そして、これまでどおり、十分な対策を取っていかねばならないし、また、さっき林議員さんから蛇口のことなんかもありました。また、岩根議員からバスの抗菌のこともありましたけれども、いろいろな点で改めていけば感染リスクを下げられるものがあるんじゃないかと、そんなことをよくよく考えながら対策をしていきたいなと考えておるところでございます。

そして、PCR検査について、小島議員は無症状の方を見つけ出して、そういった方に自分は安全だと、そういったような安心を持ってもらう、そういうための検査が重要であるとおっしゃっておられます。本当に、そういった安心というのは大事だと思います。特に挙げられた業種ですね、人のお世話をするような業種、また、人の多い、そして、クラスターなど出ておったりもする、そういったところですので、それぞれの方に安心してもらうというのは、本当に大事なことだと思います。

しかし、検査においても、感染しておいて無症状の人が感染しておるかどうかが確かに分かるわけでもないわけですね。というふうにPCRの確実性の限界から来る問題もございまして、また、今、世田谷区なんかのお話もありました。沖縄県かどっかやったと思えますけれども、世田谷区に近いような、いつ何どき、どなたでも検査されると、そんなことをしておいでたんですけれども、なかなか検査のやりくりであるとか、いろいろな面での対応が難しくなって、それを改めたようなところもございまして。

ということで、石川県においても10万人当たりの感染者数が大変多いと、そんな状況もございましてけれども、検査については確実な効果が得られるであろう、そういうようなときに実施していくことが重要であります。感染の疑いのある人を見つけ出して、広がりをおさええるということで、誰でもということではなくて、そういう効果の高いであろうとされるようにしていくことが重要であると思えますし、そのための余力というか、県においても1,500件、民間でもされるというわけでございますので、今のところは十分な件数

も確保されているであろうというふうに思っております。

そして、500名、先ほど挙げられた業種の方おいで、かかっても1,500万円だということですが、1回で済めばいいんですけれども、小島議員のおっしゃるような安心を得るために、限界があるけれども、検査をしていこうということになれば、もう本当にまめにしていかなければならないわけですよね。となれば1,500万円掛ける何回も、何回もということになるわけだという面での限界があります。

そして、学校でもそうなんですけれども、かかったかどうかというのは分からないわけですね。我々も、誰も分からない中で、今までのいわゆる新たな日常というか、そういったものを取り入れながらやってきたことが、おおむね効果があったというふうにも思える、言えると思います。ということで、検査はそれが必要なポイントでしっかりと使っていくということで、全ての皆さんにおいては、今、取り組んでおること、それをしっかりと続けていくということが大事だろうなと思っております。

そして、建設業者の方のためというかりフォームの助成ですけれども、今回はリフォームの補助をしないと、そんなふうにいるわけですが、今やっている、やろうとしていること、プレミアム付の商品券、また、ポイントの10倍、こういったことにおいて、幅広い業種の方に向けた支援、また、消費の支えということが行えていると、そして、効果も上がっていると認識しておるところでございますし、これを継続していきたいなというふうに考えております。

また一方で、よく調べてみれば、いろいろな政策が浮かんでくるだろうと、考えつくだろうと、そんなふうな御指摘もございましたので、そういったことは重要であると認識します。

これからもなお、そんなことに気をつけてやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 健康福祉課長 一家 剛君。

〔健康福祉課長 一家 剛君 登壇〕

○健康福祉課長（一家 剛君） 小島議員の再質問の介護保険事業計画の傍聴についてお答えさせていただきます。

県などに確認しますと、先ほど自分が答弁したように、やはり事業者名などが具体的に出るということで、傍聴はしていないというような状況であります。その中でありますが、

先ほど言われたように、初期の頃のそれが、どういう状況やったか、また、ちょっと調べさせてもらって、また、報告させていただきたいと思っております。

また、在宅介護者の支援につきましては、担当課としまして積極的に、また支援を、施策を考えて、また要望していきたいと思います。

○議長（柴田 捷君） 教育長 細江 孝君。

〔教育長 細江 孝君 登壇〕

○教育長（細江 孝君） 11番 小島議員さんにお答えいたします。

まず初めに、一斉休校における児童生徒及び保護者への影響等への回答についてでございますけれども、これにつきましては、各校にアンケート形式で回答を頂きました。そしてまた、各校においては月1回、児童理解の会、子どもたちの細かな変化をみんなで共有する会を設けて、その内容等もちらに、特に気にかかることがあれば上がってくるようになっております。

そしてまた、スクールカウンセラーについてですけれども、この方は常駐ではございません。定期的にその学校に入ってくるという形になっております。

次ですけれども、レベル1・2・3、根本的にどうお考えかという御質問でしたが、私は少人数学級を決して否定するものではございません。やはり少人数学級を、実効性のあるものであれば、コロナ感染症対策として、あるいは丁寧な指導ができる、教員の負担軽減ができるといった点で、この少人数学級はいいものだなと考えております。

ただ、この問題は子どもたちの学びの保障、これから必要になる主体的で対話的で深い学びといった、その学習の保障と、もう一つはどういった学習集団がいいか、35人がいいか30人がいいか、25人がいいか20人がいいか、今、様々な議論がされております。最近では、教育再生実行会議において、36人ですと、ちょっとこれは学びの姿としては、コロナ対策としてはちょっと厳しいという話も出ております。

ただ、今、本町におきましては、中学校は33名、1クラスになっておりますけれども、この国とか県から出てきている基準につきましては、教室サイズが本町の中学校のほうが一回り大きいです。そして、人数も33人ですので、現場へ行って確認しましても、1メートル以上は間隔が取れる状況、そして、窓はどんどん開けて、風を通してある状況でございます。

そして、レベル3のときの20人学級ということになれば、そこまで行けば、もう分散登校していく段階かなと考えております。今のところ、本町は他町から見ても、ちょっとう

らやましい環境である。特に、小学校においては20人を切っているクラスも結構あります。それか30人を切っているという状況でございます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 最後に、町長に1点だけ質問いたしますが、確率性ということ言われたんですけども、PCRの確率性というふうに世間で言われているのは7割とか7割5分というふうな検査結果というんですけども、でもね、口の中にCOVID-19、新型インフルエンザが鼻とか口にいるときに検査すると100%なんです。確実なんです。あの、首かしげているけれども、それちゃんと調べてください。100%なんです。でも、そのインフルエンザが違うところに行くんですよね。体の違うところに行ったときに、今の検査は、口とか鼻ですから、呼吸の口とか鼻を検査、じゃ、通り過ぎてしまって違うところへ行くと、それは確率としては出てきませんよね。そういうのを含めて7割と言われているんですけども、新型コロナが体に入るときに、口とか喉を通して、鼻とか通してなんですけれども、ほとんど、ここに入ったときに検査すれば100%なんですよ。これは、ほとんどの研究者、学者が言っていることなんです。そこに首かしげてもらったら困るんですよ、町長。ですから、そういう確率性というふうな問題が出てきたと思うんですけども、ですから、私、町民全部やる必要あるというふうなことを言っていないですよ。これまで全国で起こった、感染がはやっていたところ、どこかというところを絞って言っているんです。しかも、感染になったら直接死に関わるようなところ、そういうところをやっている方々、労働者、ここにやろうと、こういう提起なんです。

あの、今、分かりました。首、町長がかしげっていたので、ああ、なるほどPCR検査の確率性ということで、100%ということで首かしげっていたので、ああ、そこへの信頼性がなかったんだなというのが分かって、答弁されているというのは分かりましたけれども、100%なんです。喉、口、鼻に菌があるときには、検査すると100%です。それに基づいて、ちょっと認識を改めて、このPCR検査の必要性というのを直接命に関わるのところ、子どもら、ここにはもう関わる場所に検査していく必要があると思っっているんですよ。そこへちょっともう一回、PCR検査への信頼性を勉強していただいて、また、考えていただけたらなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の再質問にお答えをいたします。

検査について、検査の感度というんですかね、正確性ですかね、これが今、口でやれば100%だとおっしゃったわけですがけれども、感染した方の症状であったり、その粘液をどこから取るかとか、そういう場所であるとか、感染してからの日数であるとか症状であるとか、いろいろなことによって、同じ検査をしたつもりが同じようになっていないから単純に比べられんでしょうけれども、いろいろな要因によって、その結果というのは変わってくるらしいです。

今おっしゃったような、ある状況で、こうすれば100%だということがあるかもしれないんですけれども、確実にそんなようなことができればいいなと思います。そして、いろいろな調査があつて、より正確性の高い検査が実施される、そんなことになっていけば、おっしゃるような検査を多くしていくということはいい案かなとも思いますし、そして、もし、そうなった暁には、暁というかそういうときになれば、御提言のあつたような業種の方々、多くの方に接する、そして、クラスターの心配にさいなまれているというか、心配を持っておいでの方、そういった方々は優先に行うことがいいのかなとも思っております。

何にせよ、私も言いますけれども、そんな100%だと簡単に言える状況ではないと思いますので、私もよくよく勉強しながら、確実なよい方法、感染予防についても町としても実施できることをしっかりしていかなければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び同委員の選任

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。認定第1号 令和元年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 令和元年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの認定8件につきましては、5名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの認定8件は、5名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることとなっておりますので、私のほうから指名いたします。

決算特別委員会の委員に、小島昌治君、守田幸則君、林 稔君、松浦文治君、岩根信水君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時47分再開

○議長（柴田 捷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長、小島昌治君、副委員長、林 稔君、以上のとおりであります。

◎議案の委員会付託

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。議案第47号から議案第56号までの議案10件及び報告第21号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第47号から議案第56号までの議案10件及び報告第21号の報告1件は、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月11日から9月17日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月11日から9月17日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（柴田 捷君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は9月18日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後2時50分散会

令和2年9月18日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	8 番	守 田 幸 則
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸
7 番	柴 田 捷		

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 村 山 敬 一
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 村 井 仁 志
危機管理室長 宮 本 孝 則
情報推進課長 山 本 昭 弘
財政課長 金 田 成 人
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 定 免 文 江
税務課長 村 井 康 志
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	高 木 栄 子
農林水産課長	松 原 好 秀
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	越 外志美
宝達志水病院 事 務 局 長	松 田 英 世
宝達志水病院 事 務 局 長 (再編・統合対策担当)	濱 中 豊
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長 兼文化財室長	坂 井 賢

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 日程第2 提案理由の説明
- 日程第3 議案に対する質疑
- 日程第4 討論
- 日程第5 採決
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関から、ビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、9月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 小島昌治君。

〔病院運営特別委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして本委員会に付託されました案件について、去る9月11日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から細部にわたる説明を受けて、新型コロナウイルス感染症の院内感染対策用の備品、国・県からの補助金の有効活用について、医療従事者への手当等についての対応などについて質疑があり、活発な審査が行われました。

委員会で審査いたしました結果、議案2件については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程におきまして、国と県から交付される予定の交付金をコロナ対策で頑張っておられる職員への待遇面の改善に役立ててほしいとの意見が出されました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましても、本委員会と同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 林 稔君。

〔教育厚生常任委員会委員長 林 稔君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（林 稔君） 今定例会において本委員会に付託されました案件について、去る9月14日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、中央保育所の改修工事、相見小学校のトイレ改修工事、しお児童クラブの屋外外壁の修繕などについて、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では付託案件について慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、高齢者インフルエンザ個人負担金が県内の低い市町では接種率が高い傾向にあり、コロナ禍の下で十分に検討されたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御承諾をいただいたことも、併せて御報告します。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、総務産業建設常任委員会副委員長 松浦文治君。

〔総務産業建設常任委員会副委員長 松浦文治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会副委員長（松浦文治君） 今定例会において本委員会に付託されました案件について、去る9月16日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、古墳公園などの公園管理、地域おこし協力隊、償還元金など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では付託案件について慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、下水道事業については、今後を見通して積極的に改良され

たいとの意見が出されました。

最後に、本委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことを、併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） これで委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

10番 金田之治君。

〔10番 金田之治君 登壇〕

○10番（金田之治君） 私は、先ほど総務建設常任委員会の委員長報告にもありましたけれども、大変コロナで小売業そしてサービス業、大変な事態になっております。そんな中で、たくさんの予算的にも県、国から来ておるようでございますけれども、私は、それが長引いとるもんですから、建設業それからいろんな産業にもひしひしとその影響が出ているようなことを耳にいたします。

そんな中で、委員長報告もして、そして私は反対というような感じになりましたけれども、ぜひとも、財政指数はよくなったという報告をどんどんやっておられますけれども、確かに借り入れた返済金に回すのも1つかと思いますけれども、今こそ、当然来年度予算には大きく乗せるんだらうと思いますけれども、こういう時代ですから、少なくとももう少し上下水道の予算を目配りをしていただきたい。

なおかつ、大変な様相を呈しておるコロナでございますけれども、何としましても生き抜いていかなければなりません。そして、町内の業者さんに大いに元気を出してもらいたいために、この補正予算にもそういった配慮があるかなという思いをしておりました。

確か今の町長の任期中の始めには、下水道料金を下げるといようなことも公約としておっしゃっておりました。その結果、基本料500円は下がりましたけれども、それは皆さんの目に見える形だと思います。しかし、内容はといえば、水道でも老朽管そしてセメント管もほんの一部だけれども残っていると思います。そして、下水道にも終末処理場を合併して、効率を上げるというようにも言われておりました。

しかし、どうでしょう。今現在は、米出と今浜の処理場をつないだというような段階です。もう少し、やはり財政がよくなったということを高らかにうたい上げるのであれば、この補正予算にも小売業、サービス業に一生懸命に予算化されておられるのはようわかりますけれども、片一方の建設、土木、そういった方々には寂しい思いをしておられると、どうなんかという問合せを聞きます。

そんなことも、やはり執行部としては時期そして現状、そういったことをよく御配慮いただきまして予算組みしていただかないと、何かちょっとポーズだけの呼び声にしかな聞こえてこないわけです。どうかこの町の皆さんに、少なくとも肩を寄せ合いながら共に頑張っていくという意味合いもこの予算化には大いに考えられるところではないかと思っておりますので、私はこの予算には少し、大変寂しく思っております。

そんなことで、私はこの予算に対しては反対ということで討論させていただきました。

どうもありがとうございました。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水支部を代表して、本定例会に上程されました議案中、議案第47号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）について反対し、討論を行います。その他の議案は、賛成いたします。

反対の理由は、歳出の12款、4億3,000万円余を公債費に支出するということでもあります。町民の方々に分かりやすく言いますと、借金を4億3,000万円返すということです。どこから持ってきて借金を返済するのかといいますと、4億3,000万円のうちの1億9,000万円は借金返済に積み立てていた減債基金から、また1億4,000万円は何にでも使える国

からの地方交付税交付金から、残りの1億円余は令和元年度の繰越金から賄うというのであります。

1億9,000万円の減債基金からの支出は、百歩譲って仕方ありません。しかし、借金返済に充てる残りの2億数千万円は、コロナ禍の下、町民の健康や暮らしを守るために使うべきです。

県内でトップクラスの財政状況になった宝達志水町がすべき一番のことは、借金を繰り上げて返済することではありません。借金は計画に従って返済する当たり前のルールに戻し、新型コロナウイルス感染から町民の健康となりわいを守ることを優先すべきであります。そのための提案は、町民の方々や議員各位から町長には進言されているはずです。

例えば、宝達志水町の両隣のかほく市と羽咋市は、上下水道料金の無料化をこのコロナ禍の下で行っています。それは、手洗いの頻度を上げて、帰宅後のシャワーを推奨する施策でもあります。厚生労働省が新型コロナウイルス感染症の対策として効果的な対策、こう言って交付金も出しています。しかし、なぜか宝達志水町では、寶達町長が実施をかたくなに拒否しています。

また、秋から冬にかけて新型コロナウイルスの症状に似たインフルエンザがはやります。この新型コロナウイルスとインフルエンザが重なれば悪化するという、そういう報告も出ております。そのため、町では、高齢者の方3,500人を目標に、接種費用をこれまでの1回1,500円を1,000円にして接種しやすくするようですが、新型コロナウイルス対策の交付金が国からこの間3億円も来ています。あとその中の350万円予算計上すれば、高齢者の方々が無料でインフルエンザワクチンを接種することができますし、それが新型コロナウイルス感染症対策にもなるのではないのでしょうか。

また、新型コロナウイルスは、全国的傾向として病院、診療所、介護施設、障害者施設などで集団感染を発生し、感染急増をもたらす要因になっています。そして、医療機関や施設を利用する高齢者の方々や病気があるの方々、障害者の方々の感染は、命の危険に直結します。そのために、宝達志水町の医療機関や福祉施設、教育関連に働く町内500名の労働者の定期的なPCR検査を行い、無症状の感染者を見つけて早く保護をする、そういう施策を行うべきときです。

町長はそのための予算が1回1,000万円から1,500万円を定期的にとというのは高いという御判断だとは思いますが、国からの交付金も来ていますし、ずっと永遠に必要とされる予算ではありません。高齢者や子どもたち、有病者など、町民の命を守る予算となります。

今、一番必要な予算ではないでしょうか、何が高いのでしょうか。

また、コロナ禍の下、町長が出した町内一斉の休校宣言は、子どもたちの心と学力に大きなマイナスの影響を及ぼしました。それを解決するために、学校でソーシャルディスタンスを守り、子どもたちの学力のつまずきに目が届いて、安心して学習や教育ができる環境づくりが求められています。そのために、1クラス20人の学級にする予算が求められています。

宝達志水町は、各学校に20人クラスにするための空き教室が幸運にもあります。私は教育委員会の方々とお話しして、できるならやってあげたいという思いをお持ちだと判断しています。あとは子どもたちを思いやる町長の熱意と、それに基づくわずかな予算を町長が決意するだけです。

また、宝達志水町内でも多くおられる、小零細建設関連業の方々の仕事の確保のための予算措置です。一般質問でも紹介し、寶達町長は実施を拒否している、住宅リフォーム助成制度です。実施されている内灘の業者の方々は、コロナ禍の下でも仕事が入り、喜んでいる。一人親方の業種だが、下請でなく元請なので助かっている、こう言って喜ばれている制度です。コロナ禍の下、仕事がなくなったり少なくなったりした町の建設業に携わる小零細の業者に今、仕事を増やすことを、なぜ町長は拒否するのでしょうか。

町民の方々と今回の補正予算についての懇談会を数か所、私が開催していますと、こういう言葉が聞かれます。町民の要望を聞いている議員1人1人の声に耳を傾けないから、やる施策の第一がこれまでどおりの借金の繰上げ返済か、こんな声です。また、10年前からの8年間の財政状況で行った借金返済第一の施策には正義もあったが、現在のコロナ禍の下で県内トップクラスになった財政状況で、借金の繰上げ返済第一は町民のためのいい施策を思いつかないからだろう、こうも言われました。町民の要望をつかんでいる議員の言葉にも耳を傾けないかたくなさを感じられる、こうも聞かれます。

借金を減らすには、無駄な公共事業を断念することが、財政状況を改善した教訓ではないんですか。寶達町長が推し進める、米出インターまでの2分間の短縮のために海側に3億8,000万円の道路をつくることこそ断念すべきなのではないのか、こんなことも聞かれました。そんな道路をつくらなくても、国道249号線の米出インター口から能登カントリーの前の広い町道を利用すれば、米出インターまで行くことはできる。町報でお知らせすればそれだけで効果があるし、3億8,000万円の予算が浮く。こんなことを町民の方々がおっしゃいます。

寶達町長には、町民の皆さんの声に耳を傾け、議会や行政そして町民がアイデアを出し合い、協力してこの新型コロナウイルス感染症の時代を乗り切る立場に立つことを、切に願うものであります。

最後に、今回の一般会計補正予算には、志雄地区の中央保育所の改修工事の実施設計の予算が計上されています。改修の必要を認めて予算をつけるのはいいことだと考えます。しかし、根本的に、中央保育所は現在の敷地でいいのでしょうか。

石川県が行った、千年に一度あると予想されている子浦川の洪水などによる浸水の高さを考えれば、現在の中央保育所の敷地は危険です。千年に一度あると予想される洪水は、千年後に起こる洪水ではありません。今日も千年のうちの日です。昨年も九州や長野など、日本各地でそれ以上の浸水の高さの洪水が発生していることを想起すべきであります。

中央保育所の園児の保護者の何人かに、そのことをお話ししました。すると、保護者の方は何でも御存じで、役場の浸水の高さは、千年に一度あるという洪水では1メートル80センチのところがある。現在の中央保育所は1メートル20センチ、一体どこに逃げろというのか。

しかも、町長が議会で答弁されたように、洪水のときには志雄小学校や役場に避難できると言われましたが、中央保育所から役場に行く間の浸水の高さ、中央保育所から志雄小学校に行く間の浸水の高さが、中央保育所の浸水の高さよりも高いことが、石川県が保管する洪水浸水区域図により分かりました。

つまり、町長が言われているのは、避難のためには保育所の浸水より高いところを通過して浸水のもっと高いところに避難しろ、そう言っていることになります。私は納得できませんが、町長はこのことを保護者の方々に納得させることができますか。

子どもたちの安全を守るために、寶達町長には、御自分の思いつきよりも町民の願いに基づいて、現在の科学的知見を行政に取り入れることを切に求め、反対討論といたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）について、反対の討論をいたします。

今回の予算は、コロナ禍の折、各保育所、小学校、あらゆる住民に対してのコロナの予

算が大半でございました。このコロナ禍の中でのコロナ予算だけ見れば、大変すばらしい予算であるというふうに感じ取れるわけでございますけれども、長年の懸案であった小学校の整備事業費、相見小学校のトイレの改修、せっかく改修をするのになぜバリアフリー化をなさらないのかというような質問の中で、バリアフリー化と障害者トイレと間違えとるのではないのかというようなお答えもございました。今せっかく予算をかけて改修をしていくなれば、今の御時世バリアフリーも当然だというふうに思っております。

さらには、中央保育所の整備事業費、先ほど小島議員さんの討論の中にもございましたけれども、質疑、委員会での質問の中で、なぜ現在の場所なのかということについての明解なる答弁がございません。今の保育所の危険性を聞いたときには、危険は危険であるが、その前に小学校へ避難をする。中央保育所が1.25メートル、役場が1.8メートル、宝達志水病院が97センチ、志雄小学校が1.63メートルというようなことを聞いております。中央保育所にまだ水のないときに、小学校、役場では四、五十センチあります。どのような形で避難をなさるのか。しかも、危険であるということ認識をしておりますながら、小学校へ避難をするということが安全対策になっている。今の段階で危険であるという認識をなされている場所に、なぜ建て替えをしなければいけないのか。

さらには、増築棟の部分は、今現在グラウンドから40センチぐらいで床上浸水になるような位置になっております。千年に一度の雨は千年に一度であろうが、ゲリラ豪雨は頻繁に起こる可能性がございます。事前に分かっているならば、しっかりとそういった安全対策を取る、また少しでも安全対策を取れる位置に新たに建設をするのが行政の務めだというふうに思っております。今の段階で安全性が確保されないと思う中で、この案件に賛成するわけにはいきません。

一番大事なものは、やはりそこへ通う子どもたちの生命であり、町民の生命であります。なぜこのようなことになったか。保育所、小学校、いつまでたっても何のお話も出ない、何も進展もしない。統廃合計画にもあるのではないのでしょうか。子どもたちの将来を考えたとき、やはりそういった将来計画をしっかりと示した中で、町内の保育所、小学校、そういったものをしっかりと計画をしていかなければいけないというふうに思っております。

町長は就任当時、よくよく町民ファーストというお言葉を使っておられました。しかしながら、2年目から、町民ファーストという言葉はどこへいったものやら、一番大事なものをお忘れになったのではないのでしょうか。一番大事な町民の声に耳を傾けるということをお忘れになったのではないのでしょうか。

今この安全が確保されない中でのこの予算について反対をし、討論といたします。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

まず、議案第47号 令和2年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第48号 令和2年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第50号 令和2年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第48号から議案第50号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第48号から議案第50号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第51号 令和2年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）から議案第53号 令和2年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第2号）までの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第51号から議案第53号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第51号から議案第53号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第54号 宝達志水町議会議員選挙及び宝達志水町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第55号 宝達志水町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第56号 30年災林道宝達新宮線2号箇所災害復旧工事請負変更契約についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立全員です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、報告第21号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

◎日程の追加

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。ただいま議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） それでは、追加日程第1 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 守田幸則君。

〔議会運営委員会委員長 守田幸則君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（守田幸則君） 発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活の不安が続いている中で、地方税、地方交付税などの一般財源の激減が懸念をされております。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地域創生、地域経済の活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、本町議会といたしましては、国会及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めるものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

発委第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（柴田 捷君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（柴田 捷君） これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第3回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 柴 田 捷

署名議員 北 本 俊 一

署名議員 金 田 之 治